

あきた

〒010-8560 秋田市山王一丁目1番1号

発行所 秋 田 市 役 所

編集兼 中 島 修

発行人

印刷人 三 戸 俊 彦

秋田市旭北錦町3番50号

印刷所 株式会社 三戸印刷所

目 次

条 例

- 秋田市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例（第35号）…………… 2
- 秋田市手数料条例の一部を改正する条例（第36号）…………… 2
- 秋田市雄和糠塚地区民間資本活用施設条例の一部を改正する条例（第37号）…………… 2
- 秋田市火災予防条例の一部を改正する条例（第38号）…………… 2
- 秋田市地域下水道条例の一部を改正する条例（第39号）…………… 2
- 秋田市議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例（第40号）…………… 3

規 則

- 秋田市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（第33号）…………… 3

告 示

- 障害者自立支援法による指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定について（第243号）…………… 3
- 専決処分した予算およびその要領について（第244号）…………… 3
- 平成22年9月秋田市議会定例会において議決を経た予算およびその要領について（第245号）…………… 4
- 平成22年9月秋田市議会定例会において認定を経た決算およびその要領について（第246号）…………… 7
- 放置自転車等の撤去および保管について（第247号）……………19
- 市道路線の廃止について（第248号）……………19
- 市道路線の認定について（第249号）……………19
- 市道路線の区域決定および供用開始について（第250号）……………20
- 交付要求通知書の公示送達について（第251号）……………20
- 住民票の職権削除について（第252号）……………21
- 生活保護法による医療機関の指定および廃止について（第253号）……………21
- 生活保護法による施術者の指定について（第254号）……………21
- 生活保護法による介護機関の指定について（第255号）……………21
- 障害者自立支援法による指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定について（第256号）……………22
- 平成21年度および平成22年度分国民健康保険納税通知書の公示送達について（第257号）……………22
- 秋田市文化会館自主事業の入場券の販売および入場券販売に係る収入金の収納事務の委託について（第258号）……………22
- 差押解除通知書の公示送達について（第259号）……………22
- 国民健康保険税督促状の公示送達について（第260号）……………22
- 介護保険料納入通知書および督促状の公示送達について（第261

号)……………22

○後期高齢者医療保険料督促状の公示送達について（第262号）……………22

○放置自転車等の撤去および保管について（第263号）……………23

○生活保護法による医療費機関の指定について（第264号）……………23

教 委 告 示

○教育委員会定例会の招集について（第14号）……………23

選 管 告 示

○平成22年9月1日現在で調整した秋田海区漁業調整委員会委員選挙人名簿の縦覧について（第36号）……………23

農 委 告 示

○農業委員会総会の招集について（第12号）……………23

上 水 道 局 告 示

○指定排水設備工事業者の廃止について（第77号）……………23

○指定給水装置工事業者の指定について（第78号）……………24

○指定排水設備工事業者の指定について（第79号）……………24

○公共下水道の供用および下水の処理の開始について（第80号）……………24

○指定給水装置工事業者の廃止について（第81号）……………24

○指定排水設備工事業者の廃止について（第82号）……………24

○指定排水設備工事業者の休止について（第83号）……………24

○指定排水設備工事業者の休止について（第84号）……………25

○指定給水装置工事業者の廃止について（第85号）……………25

公 告

○一般競争入札の執行について……………25

○差押財産の公売について……………25

○公の施設の指定管理者の公募について……………26

○公の施設の指定管理者の公募について……………27

○公の施設の指定管理者の公募について……………28

○公の施設の指定管理者の公募について……………29

○公の施設の指定管理者の公募について……………30

○公の施設の指定管理者の公募について……………31

○公の施設の指定管理者の公募について……………32

○公の施設の指定管理者の公募について……………32

○公の施設の指定管理者の公募について……………34

○公の施設の指定管理者の公募について……………36

○差押財産の公売について……………37

○一般競争入札の執行について……………37

○入札参加希望者の公募について……………38

○ジフテリア、百日せき、麻疹、風しん、日本脳炎、破傷風お

よび結核の予防接種について……………39
 ○開発行為に関する工事の完了について……………39
 ○平成21年度に地籍調査を行った区域の土地の地図および簿冊の
 閲覧について……………40

上下水道局公告

○入札参加希望者の公募について……………40
 ○入札参加希望者の公募について……………41
 ○入札参加希望者の公募について……………42
 ○入札参加希望者の公募について……………43
 ○受益者負担金の賦課対象区域について……………44
 ○入札参加希望者の公募について……………44
 ○入札参加希望者の公募について……………45
 ○入札参加希望者の公募について……………46

条 例

秋田市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年10月1日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第35号

秋田市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例

秋田市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年秋田市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「又は社員となっている」を「社員となっているものその他その目的、業務の性質等を総合的に勘案して、市が人的援助を行う必要があると認める」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

秋田市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年10月1日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第36号

秋田市手数料条例の一部を改正する条例

秋田市手数料条例（平成12年秋田市条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表第5第3号のうち「580,000円」を「530,000円」に改め、同号の「900,000円」を「820,000円」に、「1,090,000円」を「990,000円」に、「1,210,000円」を「1,100,000円」に、「1,540,000円」を「1,400,000円」に、「1,800,000円」を「1,640,000円」に、「4,230,000円」を「3,850,000円」に、「5,590,000円」を「5,090,000円」に、「6,910,000円」を「6,290,000円」に改め、同号の「1,230,000円」を「1,120,000円」に、「1,460,000円」を「1,330,000円」に、「1,630,000円」を「1,480,000円」に、「2,010,000円」を「1,830,000円」に、「2,330,000円」を「2,120,000円」に、「4,760,000円」を「4,330,000円」に、「6,120,000円」を「5,570,000円」に、「7,440,000円」を「6,770,000円」に改め、同号の「6,320,000円」を「5,750,000円」に、「7,970,000円」を「7,250,000円」に、「11,800,000円」を「10,700,000円」に改め、同表第15号のうち「450,000円」を「410,000円」に、「590,000円」を「540,000円」に、「770,000円」を「700,000円」に、「1,010,000円」を「920,000

円」に、「1,140,000円」を「1,040,000円」に、「1,760,000円」を「1,600,000円」に、「2,000,000円」を「1,820,000円」に、「2,230,000円」を「2,030,000円」に改め、同号の「540,000円」を「490,000円」に、「690,000円」を「630,000円」に、「1,040,000円」を「950,000円」に、「1,440,000円」を「1,310,000円」に、「1,810,000円」を「1,650,000円」に、「3,490,000円」を「3,180,000円」に、「4,280,000円」を「3,890,000円」に、「4,890,000円」を「4,450,000円」に改め、同号の「10,000,000円」を「9,100,000円」に、「13,600,000円」を「12,400,000円」に、「18,700,000円」を「17,000,000円」に改め、同表第17号の「340,000円」を「310,000円」に、「450,000円」を「410,000円」に、「790,000円」を「720,000円」に、「1,010,000円」を「920,000円」に、「1,270,000円」を「1,160,000円」に、「3,110,000円」を「2,830,000円」に、「3,810,000円」を「3,470,000円」に、「4,400,000円」を「4,000,000円」に改め、同号の「2,920,000円」を「2,660,000円」に、「3,500,000円」を「3,190,000円」に、「5,260,000円」を「4,790,000円」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

秋田市雄和糠塚地区民間資本活用施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年10月5日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第37号

秋田市雄和糠塚地区民間資本活用施設条例の一部を改正する条例

秋田市雄和糠塚地区民間資本活用施設条例（平成16年秋田市条例第96号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中「9,000平方メートル」を「5,927平方メートル」に改める。

附 則

この条例は、平成22年11月1日から施行する。

秋田市火災予防条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年10月5日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第38号

秋田市火災予防条例の一部を改正する条例

秋田市火災予防条例（昭和48年秋田市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第29条の5に次の1号を加える。

(6) 第29条の3第1項各号に掲げる住宅の部分に複合型居住施設用自動火災報知設備を複合型居住施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成22年総務省令第7号）第3条第2項に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき。

附 則

この条例は、平成22年12月1日から施行する。

秋田市地域下水道条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年10月5日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第39号

秋田市地域下水道条例の一部を改正する条例

秋田市地域下水道条例（平成元年秋田市条例第38号）の一部を次のように改正する。

別表第1 秋田市ヴァンベール大平台地域下水道の項および秋田市桜ガ丘地域下水道の項を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成22年11月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 平成22年11月1日（以下「施行日」という。）前に改正前の秋田市地域下水道条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為（秋田市ヴァンベール大平台地域下水道および秋田市桜ガ丘地域下水道に係るものに限る。）は、秋田市下水道条例（昭和39年秋田市条例第16号）の相当規定によりなされたものとみなす。
- 3 施行日の前日に地域下水道（秋田市ヴァンベール大平台地域下水道および秋田市桜ガ丘地域下水道に限る。）を使用していた者で施行日以後引き続き公共下水道として使用しているもの（水道水を使用しているものに限る。）に係る施行日から施行日以後初めて汚水量の算定を行う日までの期間については、施行日以後引き続き地域下水道を使用しているものとみなして使用料を算定する。

秋田市議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年10月5日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第40号

秋田市議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例

秋田市議会議員の定数を定める条例（平成13年秋田市条例第39号）の一部を次のように改正する。

本則中「42人」を「39人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日以後初めてその期日を告示される一般選挙から施行する。

規 則

秋田市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年10月1日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第33号

秋田市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

秋田市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例施行規則（平成14年秋田市規則第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項に次の1号を加える。

(5) 社団法人秋田市シルバー人材センター

第2条第2項第3号を次のように改める。

(3) 地方公共団体金融機構

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

秋田市告示第243号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定に基づき、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり指定したので、同法第69条の規定により告示する。

平成22年10月4日

秋田市長 穂 積 志

- 1 指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定取消担当する医療の種類：薬局

指定番号	医療機関の名称	開設者の名称および氏名	指定廃止年月日
第21号	池田薬局 秋田中通店	池田薬品商事株式会社 代表取締役 池田晃司	平成22年 9月30日

- 2 指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定担当する医療の種類：薬局

指定番号	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
第152号	池田薬局 中通り店	秋田市中通五丁目7番 1号	平成22年 10月1日

秋田市告示第244号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき専決処分した予算およびその要領は、別紙のとおりである。

平成22年10月4日

秋田市長 穂 積 志

専決第25号

専 決 処 分 書

平成22年度秋田市一般会計補正予算（第2号）の件

上記の件は、次のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき専決処分する。

平成22年8月20日

秋田市長 穂 積 志

平成22年度秋田市一般会計補正予算（第2号）

平成22年度秋田市の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ45,825千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ124,606,195千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
20 繰越金		千円 757,142	千円 45,825	千円 802,967
	1 繰越金	757,142	45,825	802,967
歳 入	合 計	124,560,370	45,825	124,606,195

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
11 災害復旧費		千円 5	千円 45,825	千円 45,830
	1 農林水産施設災害復旧費	2	23,325	23,327
	2 公共土木施設災害復旧費	1	22,500	22,501
歳 出	合 計	124,560,370	45,825	124,606,195

秋田市告示第245号

平成22年10月1日の「平成22年9月秋田市議会定例会」において議決を経た予算およびその要領は、別紙のとおりである。

平成22年10月4日

秋田市長 穂 積 志

平成22年度秋田市一般会計補正予算（第3号）

平成22年度秋田市の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ497,428千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ125,103,623千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（市債の補正）

第2条 市債の変更は、「第2表 市債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
15 国庫支出金		千円 19,147,506	千円 10,321	千円 19,157,827
	2 国庫補助金	4,957,274	10,321	4,967,595
16 県支出金		7,056,237	329,442	7,385,679
	1 県負担金	2,695,147	98,345	2,793,492
	2 県補助金	3,537,850	231,097	3,768,947
19 繰入金		4,447,142	100,680	4,547,822
	2 基金繰入金	4,341,251	100,680	4,441,931
20 繰越金		802,967	17,719	820,686
	1 繰越金	802,967	17,719	820,686

21 諸 収 入		6,431,502	35,266	6,466,768
	3 貸付金元利収入	5,422,249	20,000	5,442,249
	5 雑入	968,664	15,266	983,930
22 市 債		14,900,500	4,000	14,904,500
	1 市債	14,900,500	4,000	14,904,500
歳 入 合 計		124,606,195	497,428	125,103,623

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総 務 費		千円 18,541,357	千円 7,113	千円 18,548,470
	1 総務管理費	16,143,731	3,333	16,147,064
	2 徴税費	1,459,791	3,780	1,463,571
3 民 生 費		39,213,843	319,884	39,533,727
	1 社会福祉費	16,921,872	11,220	16,933,092
	2 児童福祉費	13,613,902	299,937	13,913,839
	3 生活保護費	8,625,622	8,727	8,634,349
4 衛 生 費		12,063,799	120,176	12,183,975
	1 環境衛生費	2,377,282	7,886	2,385,168
	2 保健所費	1,972,131	94,121	2,066,252
	3 清掃費	6,123,547	18,169	6,141,716
5 労 働 費		464,245	20,000	484,245
	1 労働諸費	464,245	20,000	484,245
6 農 林 水 産 業 費		2,017,471	4,637	2,022,108
	3 林業費	368,784	4,637	373,421
7 商 工 費		6,398,139	18,984	6,417,123
	1 商工費	6,398,139	18,984	6,417,123
8 土 木 費		14,869,737	4,000	14,873,737
	1 土木管理費	423,455	4,000	427,455

10 教育費		11,139,591	2,634	11,142,225
	3 中学校費	1,854,588	665	1,855,253
	8 短期大学費	693,350	1,969	695,319
歳 出 合 計		124,606,195	497,428	125,103,623

第2表 市債補正

(単位：千円)

起債の目的	限 度 額			起債の方法	利 率	償還の方法
	補正前の額	補 正 額	計			
災 害 対 策 費	4,000	4,000	8,000			
計	14,900,500	4,000	14,904,500			

議案第96号

平成22年度秋田市市有林会計補正予算（第1号）

平成22年度秋田市の市有林会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ434千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ134,338千円とす

る。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成22年9月9日提出

秋田市長 穂 積 志

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 財産収入		千円 2,981	千円 434	千円 3,415
	1 財産運用収入	2,975	434	3,409
歳 入 合 計		133,904	434	134,338

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 事業費		千円 24,739	千円 434	千円 25,173
	1 造林事業費	24,739	434	25,173
歳 出 合 計		133,904	434	134,338

議案第97号

平成22年度秋田市介護保険事業会計補正予算（第1号）

平成22年度秋田市の介護保険事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ21,086千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21,899,165千円とする。

2 保険事業勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区

分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成22年9月9日提出

秋田市長 穂 積 志

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
8 繰越金		千円 6,046	千円 21,086	千円 27,132
	1 繰越金	6,046	21,086	27,132
歳 入 合 計		21,878,079	21,086	21,899,165

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
7 諸支出金		千円 6,052	千円 21,086	千円 27,138
	1 償還金及び還付加算金	6,052	21,086	27,138
歳 出 合 計		21,878,079	21,086	21,899,165

平成22年度秋田市水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 平成22年度秋田市水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（資本的収入及び支出）

第2条 予算第4条本文括弧書中資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「2,544,269千円」を「2,536,469千円」に、減債積立金「123,207千円」を「513,946千円」に、過年度分損益勘定留保資金「1,532,710千円」を「1,607,047千円」に、当年度分損益勘定留保資金「788,843千円」を「315,967千円」にそれぞれ改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決 予定額）	（補正 予定額）	（計）
収 入			
第1款 資本的収入	2,184,260	7,800	2,192,060
	千円	千円	千円
第1項 企業債	1,579,000	△70,200	1,508,800
	千円	千円	千円
第3項 補助金	229,434	78,000	307,434
	千円	千円	千円

（企業債）

第3条 予算第7条に定めた限度額を次のとおり補正する。

	（既決 予定額）	（補正 予定額）	（計）
限 度 額	1,579,000	△70,200	1,508,800
	千円	千円	千円

平成22年9月9日提出

秋田市長 穂 積 志

秋田市告示第246号

平成22年10月1日の「平成22年9月秋田市議会定例会」において認定を経た決算およびその要領は、別紙のとおりである。

平成22年10月4日

秋田市長 穂 積 志

平成21年度秋田市病院事業会計決算認定の件

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、平成21年度秋田市病院事業会計決算を議会の認定に付する。

平成21年度秋田市病院事業決算報告書

(1) 収益的収入及び支出
収 入

区 分	予 算 額				決算額	予算額に 比べ決算額 の増減	備 考
	当 初 予算額	補 正 予算額	地方公営企業法第 24条第3項の規定 による支出額に係 る財源充当額	合 計			
第1款 病院事業収益	円 9,140,181,000	円 65,177,000	円 -	円 9,205,358,000	円 9,155,569,797	円 △49,788,203	
第1項 医業収益	8,404,486,000	47,298,000	-	8,451,784,000	8,257,248,803	△194,535,197	（うち、消費税及び地方消費税相当分） 9,874,309円

第2項 医業外収益	735,694,000	17,879,000	-	753,573,000	875,337,475	121,764,475	(2,738,686円)
第3項 特別利益	1,000	-	-	1,000	22,983,519	22,982,519	

支 出

区 分	予 算 額								決算額	地方公営企業法第26条第2項の規定による繰越額	不用額	備 考
	当 初 予算額	補 正 予算額	予備費 支出額	流 用 増減額	地方公営企業法第24条第3項の規定による支出額	小 計	地方公営企業法第26条第2項の規定による繰越額	合 計				
第1款 病院事業費	9,215,427,000 円	△77,422,000 円	- 円	- 円	- 円	9,138,005,000 円	- 円	9,138,005,000 円	8,869,701,678 円	- 円	268,303,322 円	
第1項 医業費用	9,017,138,000	△75,593,000	-	-	-	8,941,545,000	-	8,941,545,000	8,722,050,689	-	219,494,311	(うち、消費税及び地方消費税相当分105,844,840円)
第2項 医業外費用	161,389,000	△1,829,000	-	-	-	159,560,000	-	159,560,000	141,959,555	-	17,600,445	
第3項 特別損失	34,900,000	-	-	-	-	34,900,000	-	34,900,000	5,691,434	-	29,208,566	
第4項 予備費	2,000,000	-	-	-	-	2,000,000	-	2,000,000	-	-	2,000,000	

(2) 資本的収入及び支出
収 入

区 分	予 算 額						決算額	予算額に比べ決算額の増減	備 考
	当 初 予算額	補 正 予算額	小 計	地方公営企業法第26条の規定による繰越額に係る財源充当額	継続費通次繰越額に係る財源充当額	合 計			
第1款 資本的収入	548,863,000 円	△6,100,000 円	542,763,000 円	- 円	- 円	542,763,000 円	542,716,494 円	△46,506 円	
第1項 企業債	180,400,000	△6,100,000	174,300,000	-	-	174,300,000	174,200,000	△100,000	
第2項 出資金	366,362,000	-	366,362,000	-	-	366,362,000	366,362,000	0	
第3項 補助金	2,100,000	-	2,100,000	-	-	2,100,000	2,100,000	0	
第4項 固定資産売却代金	1,000	-	1,000	-	-	1,000	54,494	53,494	

支 出

区 分	予 算 額								翌年度繰越額			不用額	備 考
	当 初 予算額	補 正 予算額	流 用 増減額	小 計	地方公営企業法第26条の規定による繰越額	継続費通次繰越額	合 計	決算額	地方公営企業法第26条の規定による繰越額	継続費通次繰越額	合 計		
第1款 資本的支出	994,210,000 円	△5,214,000 円	- 円	988,996,000 円	- 円	988,996,000 円	987,836,365 円	- 円	- 円	- 円	1,159,635 円		
第1項 建設改良費	219,388,000	△5,214,000	-	214,174,000	-	214,174,000	213,014,805	-	-	-	1,159,195	(うち、消費税及び地方消費税相当分10,143,560円)	
第2項 企業債還金	774,822,000	-	-	774,822,000	-	774,822,000	774,821,560	-	-	-	440		

資本的収入額が資本的支出額に不足する額445,119,871円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額811,348円及び過年度分損益勘定留保資金444,308,523円で補てんした。

平成21年度秋田市病院事業損益計算書
(平成21年4月1日から平成22年3月31日まで)

	円	円	円
1 医 業 収 益			
(1) 入 院 収 益	5,114,010,094		
(2) 外 来 収 益	2,747,890,568		
(3) そ の 他 医 業 収 益	<u>385,473,832</u>	8,247,374,494	
2 医 業 費 用			
(1) 給 与 費	4,791,275,483		
(2) 材 料 費	2,037,423,492		
(3) 経 費	1,318,200,956		
(4) 減 価 償 却 費	422,178,107		
(5) 資 産 減 耗 費	5,955,664		
(6) 研 究 研 修 費	<u>41,172,147</u>	<u>8,616,205,849</u>	
医 業 損 失			368,831,355
3 医 業 外 収 益			
(1) 他 会 計 負 担 金	601,039,000		
(2) 補 助 金	24,243,483		
(3) そ の 他 医 業 外 収 益	155,937,472		
(4) 他 会 計 補 助 金	<u>91,379,000</u>	872,598,955	
4 医 業 外 費 用			
(1) 支 払 利 息 及 び 企 業 債 取 扱 諸 費	63,476,104		
(2) 雑 支 出	<u>173,957,794</u>	<u>237,433,898</u>	<u>635,165,057</u>
経 常 利 益			<u>266,333,702</u>
5 特 別 利 益			
(1) 固 定 資 産 売 却 益	<u>22,983,519</u>	22,983,519	
6 特 別 損 失			
(1) 過 年 度 損 益 修 正 損	<u>5,691,434</u>	<u>5,691,434</u>	<u>17,292,085</u>
当 年 度 純 利 益			<u>283,625,787</u>
前 年 度 繰 越 欠 損 金			<u>2,782,175,622</u>
当 年 度 未 処 理 欠 損 金			<u>2,498,549,835</u>

平成21年度秋田市病院事業剰余金計算書
(平成21年4月1日から平成22年3月31日まで)

	欠 損 金 の 部	円	円
	円		
I 欠 損 金			
(1) 前 年 度 未 処 理 欠 損 金			2,782,175,622
(2) 前 年 度 欠 損 金 処 理 額			<u>0</u>
繰 越 欠 損 金 年 度 末 残 高			2,782,175,622
(3) 当 年 度 純 利 益			<u>283,625,787</u>
当 年 度 未 処 理 欠 損 金			<u>2,498,549,835</u>
	資 本 剰 余 金 の 部		
I 受 贈 財 産 評 価 額			
1 前 年 度 未 残 高		<u>24,323,636</u>	
2 当 年 度 未 残 高			24,323,636
II 寄 附 金			
1 前 年 度 未 残 高		<u>8,660,000</u>	
2 当 年 度 未 残 高			8,660,000
III 補 助 金			
1 前 年 度 未 残 高		398,170,924	
2 当 年 度 発 生 高		210,000	
3 当 年 度 処 分 額		<u>15,450,000</u>	
4 当 年 度 未 残 高			<u>384,820,924</u>

翌年度繰越資本剰余金

417,804,560

平成21年度秋田市病院事業欠損金処理計算書

	円	円	円
1 当年度未処理欠損金			2,498,549,835
2 欠損金処理額			0
3 翌年度繰越欠損金			<u>2,498,549,835</u>

平成21年度秋田市病院事業貸借対照表
(平成22年3月31日)

	資 産 の 部		円	円
	円	円		
1 固 定 資 産				
(1) 有 形 固 定 資 産				
イ 土 地		322,378,559		
ロ 建 物	10,317,423,145			
減価償却累計額	<u>6,069,203,294</u>	4,248,219,851		
ハ 構 築 物	137,936,086			
減価償却累計額	<u>93,936,880</u>	43,999,206		
ニ 器 械 備 品	4,318,378,745			
減価償却累計額	<u>3,423,101,660</u>	895,277,085		
ホ 車 両	2,635,638			
減価償却累計額	<u>2,328,450</u>	307,188		
有 形 固 定 資 産 合 計			5,510,181,889	
(2) 無 形 固 定 資 産				
イ 電 話 加 入 権		706,500		
無 形 固 定 資 産 合 計			<u>706,500</u>	
固 定 資 産 合 計				5,510,888,389
2 流 動 資 産				
(1) 現 金 ・ 預 金			1,530,273,492	
(2) 未 収 金			1,464,405,063	
(3) 貯 蔵 品			<u>62,631,133</u>	
流 動 資 産 合 計				<u>3,057,309,688</u>
資 産 合 計				<u>8,568,198,077</u>

	負 債 の 部		円	円
	円	円		
3 固 定 負 債				
(1) 引 当 金			<u>203,483,000</u>	
固 定 負 債 合 計				203,483,000
4 流 動 負 債				
(1) 未 払 金			610,771,788	
(2) 預 り 金			<u>43,920,028</u>	
流 動 負 債 合 計				<u>654,691,816</u>
負 債 合 計				858,174,816
5 資 本 金				
(1) 自 己 資 本 金			5,650,859,797	
(2) 借 入 資 本 金				
イ 企 業 債		4,139,908,739		
借 入 資 本 金 合 計			<u>4,139,908,739</u>	
資 本 金 合 計				9,790,768,536
6 剰 余 金				
(1) 資 本 剰 余 金				

イ 受贈財産評価額	24,323,636	
ロ 寄附金	8,660,000	
ハ 補助金	384,820,924	
資本剰余金合計		417,804,560
(2) 欠損金		
イ 当年度未処理欠損金	2,498,549,835	
欠損金合計		2,498,549,835
剰余金合計		△2,080,745,275
資本合計		7,710,023,261
負債資本合計		8,568,198,077

平成21年度秋田市水道事業会計決算認定の件 地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定 により、平成21年度秋田市水道事業会計決算を議会の認定に付する。

平成21年度秋田市水道事業決算報告書

(1) 収益的収入及び支出
収 入

区 分	予 算 額				決算額	予算額に 比べ決算額 の増減	備 考
	当 初 予算額	補 正 予算額	地方公営企業法第 24条第3項の規定 による支出額に係 る財源充当額	合 計			
第1款 水道事業収益	円 7,325,266,000	円 △109,355,000	円 -	円 7,215,911,000	円 7,327,276,852	円 111,365,852	
第1項 営業収益	7,214,007,000	△95,951,000	-	7,118,056,000	7,210,545,548	92,489,548	(うち、消費税及び地方消費税相当分 330,476,932円)
第2項 営業外収益	111,239,000	△13,404,000	-	97,835,000	100,348,908	2,513,908	(") 92,413円)
第3項 特別利益	20,000	-	-	20,000	16,382,396	16,362,396	(") 27,069円)

支 出

区 分	予 算 額								決算額	地方公営 企業法第 26条第2 項の規定 による繰 越額	不用額	備 考
	当 初 予算額	補 正 予算額	予備費 支出額	流 用 増減額	地方公営 企業法第 24条第3 項の規定 による支 出額	小計	地方公営 企業法第 26条第2 項の規定 による繰 越額	合 計				
第1款 水道 事業費用	円 7,098,553,000	円 △68,547,000	円 0	円 -	円 -	円 7,030,006,000	円 5,108,000	円 7,035,114,000	円 6,748,342,346	円 95,375,000	円 191,396,654	
第1項 営業費用	6,299,808,000	△123,730,000	-	-	-	6,176,078,000	5,108,000	6,181,186,000	5,897,151,417	95,375,000	188,659,583	(うち、消費税及び 地方消費税相当分 96,059,975円)
第2項 営業外 費用	787,845,000	3,955,000	1,664,000	-	-	793,464,000	-	793,464,000	793,463,798	-	202	
第3項 特別損失	9,100,000	51,228,000	-	-	-	60,328,000	-	60,328,000	57,727,131	-	2,600,869	(うち、消費税及び 地方消費税相当分 317,118円)
第4項 予備費	1,800,000	-	△1,664,000	-	-	136,000	-	136,000	-	-	136,000	

(2) 資本的収入及び支出
収 入

区 分	予 算 額					決 算 額	予算額に比 べ決算額の 増 減	備 考	
	当 初 予算額	補 正 予算額	小 計	地方公営企業法 第26条の規定に よる繰越額に係 る財源充当額	継続費通 次繰越額 に係る財 源充当額				合 計
第1款 資本的収入	2,734,028,000	201,280,000	2,935,308,000	12,644,000	-	2,947,952,000	2,893,774,900	△54,177,100	
第1項 企業債	2,071,600,000	-	2,071,600,000	-	-	2,071,600,000	2,071,600,000	0	
第2項 出資金	134,751,000	-	134,751,000	-	-	134,751,000	134,751,000	0	
第3項 補助金	263,000,000	197,499,000	460,499,000	-	-	460,499,000	400,922,000	△59,577,000	翌年度繰越額 53,587,000円
第4項 固定資産 売却代金	10,000	-	10,000	-	-	10,000	3,150	△6,850	(うち、消費税及び 地方消費税相当分 150円)
第5項 負担金及び 寄附金	264,667,000	3,781,000	268,448,000	12,644,000	-	281,092,000	286,498,750	5,406,750	(うち、消費税及び 地方消費税相当分 11,808,750円)

支 出

区 分	予 算 額							決 算 額	翌年度繰越額			不 用 額	備 考
	当 初 予算額	補 正 予算額	流 用 増減額	小 計	地方公営企業法 第26条の規定に よる繰越額	継続費通 次繰越額	合 計		地方公営企業法 第26条の規定に よる繰越額	継続費通 次繰越額	合 計		
第1款 資本的支出	5,477,563,000	34,991,000	円-	5,512,554,000	83,241,000	円-	5,595,795,000	5,282,257,015	266,224,000	円-	266,224,000	47,313,985	
第1項 建設 改良費	2,292,433,000	30,111,000	-	2,322,544,000	83,241,000	-	2,405,785,000	2,092,247,569	266,224,000	-	266,224,000	47,313,431	(うち、消費税及び 地方消費税相当分 93,518,846円)
第2項 企業債 償還金	3,185,130,000	4,880,000	-	3,190,010,000	-	-	3,190,010,000	3,190,009,446	-	-	-	554	

資本的収入額が資本的支出額に不足する額2,388,482,115円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額60,784,375円、減債積立金532,942,641円、過年度分損益勘定留保資金1,269,032,504円及び当年度分損益勘定留保資金525,722,595円で補てんした。

平成21年度秋田市水道事業損益計算書
(平成21年4月1日から平成22年3月31日まで)

	円	円	円
1 営 業 収 益			
(1) 給 水 収 益	6,535,534,588		
(2) 受 託 工 事 収 益	177,271,291		
(3) そ の 他 営 業 収 益	167,262,737	6,880,068,616	
2 営 業 費 用			
(1) 原 水 及 び 浄 水 費	1,077,324,842		
(2) 配 水 費	816,609,845		
(3) 給 水 費	220,890,074		
(4) 受 託 工 事 費	344,370,777		
(5) 業 務 費	577,950,052		
(6) 総 係 費	615,474,441		
(7) 減 価 償 却 費	2,065,946,554		
(8) 資 産 減 耗 費	82,524,857	5,801,091,442	
営 業 利 益			1,078,977,174
3 営 業 外 収 益			
(1) 受 取 利 息 及 び 配 当 金	5,673,567		
(2) 他 会 計 補 助 金	69,569,000		

(3) 雑 収 益	25,014,034	100,256,601	
4 営 業 外 費 用			
(1) 支払利息及び企業債取扱諸費	620,368,798		
(2) 雑 支 出	3,863,794	624,232,592	△523,975,991
経 常 利 益			555,001,183
5 特 別 利 益			
(1) 過年度損益修正益	16,355,327	16,355,327	
6 特 別 損 失			
(1) 固定資産売却損	42,250		
(2) 過年度損益修正損	57,367,763	57,410,013	△41,054,686
当年度純利益			513,946,497
前年度繰越利益剰余金			0
当年度未処分利益剰余金			513,946,497

平成21年度秋田市水道事業剰余金計算書
(平成21年4月1日から平成22年3月31日まで)

利 益 剰 余 金 の 部			
	円	円	円
I 減 債 積 立 金			
1 前年度末残高	0		
2 前年度繰入額	532,942,641		
3 当年度処分額	532,942,641		
4 当年度末残高		0	
II 建設改良積立金			
1 前年度末残高	21,433,418		
2 当年度末残高		21,433,418	
積立金合計			21,433,418
III 未処分利益剰余金			
(1) 当年度純利益			513,946,497
当年度未処分利益剰余金			513,946,497
資 本 剰 余 金 の 部			
I 受 贈 財 産 評 価 額			
1 前年度末残高		7,051,262,568	
2 当年度発生高		30,760,181	
3 当年度末残高			7,082,022,749
II 補 助 金			
1 前年度末残高		9,640,964,470	
2 当年度発生高		381,830,476	
3 当年度末残高			10,022,794,946
III 寄 附 金			
1 前年度末残高		11,855,604,914	
2 当年度発生高		272,855,953	
3 当年度末残高			12,128,460,867
IV その他資本剰余金			
1 前年度末残高		372,498,235	
2 当年度末残高			372,498,235
翌年度繰越資本剰余金			29,605,776,797

平成21年度秋田市水道事業剰余金処分計算書

	円	円	円
1 当年度未処分利益剰余金			513,946,497
2 利益剰余金処分額			
(1) 減 債 積 立 金		513,946,497	513,946,497

3 翌年度繰越利益剰余金

0

平成21年度秋田市水道事業貸借対照表
(平成22年3月31日)

		資 産 の 部			
		円	円	円	円
1	固 定 資 産				
(1)	有 形 固 定 資 産				
	イ 土 地		2,029,642,245		
	ロ 建 物	4,103,421,892			
	減 価 償 却 累 計 額	<u>1,674,944,697</u>	2,428,477,195		
	ハ 構 築 物	79,263,237,703			
	減 価 償 却 累 計 額	<u>27,066,703,790</u>	52,196,533,913		
	ニ 機 械 及 び 装 置	13,075,737,682			
	減 価 償 却 累 計 額	<u>10,127,953,542</u>	2,947,784,140		
	ホ 車 両 運 搬 具	85,665,172			
	減 価 償 却 累 計 額	<u>78,582,608</u>	7,082,564		
	ヘ 工 具、器 具 及 び 備 品	332,786,199			
	減 価 償 却 累 計 額	<u>228,057,230</u>	104,728,969		
	ト 建 設 仮 勘 定		<u>115,089,035</u>		
	有 形 固 定 資 産 合 計			59,829,338,061	
(2)	無 形 固 定 資 産				
	イ 庁 舎 利 用 権		1,821,344		
	ロ 電 話 加 入 権		5,504,600		
	ハ ダ ム 使 用 権		4,110,159,189		
	ニ 専 用 橋 利 用 権		139,067,797		
	ホ 施 設 利 用 権		<u>20,752,098</u>		
	無 形 固 定 資 産 合 計			<u>4,277,305,028</u>	
	固 定 資 産 合 計				64,106,643,089
2	流 動 資 産				
(1)	現 金 ・ 預 金			4,125,991,413	
(2)	未 収 金			921,959,868	
(3)	貯 蔵 品			45,459,235	
(4)	前 払 金			80,610,170	
(5)	そ の 他 流 動 資 産			<u>150,000</u>	
	流 動 資 産 合 計				<u>5,174,170,686</u>
	資 産 合 計				<u>69,280,813,775</u>

		負 債 の 部			
		円	円	円	円
3	固 定 負 債				
(1)	引 当 金			<u>2,256,754,467</u>	
	固 定 負 債 合 計				2,256,754,467
4	流 動 負 債				
(1)	未 払 金			611,643,125	
(2)	預 り 金			183,030,041	
(3)	そ の 他 流 動 負 債			<u>1,750,000</u>	
	流 動 負 債 合 計				<u>796,423,166</u>
	負 債 合 計				<u>3,053,177,633</u>
			資 本 の 部		
5	資 本 金				
(1)	自 己 資 本 金			7,864,852,631	
(2)	借 入 資 本 金				

イ 企 業 債	28,221,626,799	
借 入 資 本 金 合 計		28,221,626,799
資 本 金 合 計		36,086,479,430
6 剰 余 金		
(1) 資 本 剰 余 金		
イ 受 贈 財 産 評 価 額	7,082,022,749	
ロ 補 助 金	10,022,794,946	
ハ 寄 附 金	12,128,460,867	
ニ その他 資 本 剰 余 金	372,498,235	
資 本 剰 余 金 合 計		29,605,776,797
(2) 利 益 剰 余 金		
イ 建 設 改 良 積 立 金	21,433,418	
ロ 当 年 度 未 処 分 利 益 剰 余 金	513,946,497	
利 益 剰 余 金 合 計		535,379,915
剰 余 金 合 計		30,141,156,712
資 本 合 計		66,227,636,142
負 債 資 本 合 計		69,280,813,775

平成21年度秋田市下水道事業会計決算認定の件 | により、平成21年度秋田市下水道事業会計決算を議会の認定に付
 地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定 | する。

平成21年度秋田市下水道事業決算報告書

(1) 収益的収入及び支出
 収 入

区 分	予 算 額				決算額	予算額に 比べ決算額 の増減	備 考
	当 初 予算額	補 正 予算額	地方公営企業法第 24条第3項の規定 による支出額に係 る財源充当額	合 計			
第1款 下水道事業 収 益	円 9,583,564,000	円 △114,941,000	円 -	円 9,468,623,000	円 9,505,545,902	円 36,922,902	
第1項 営業収益	7,567,716,000	△105,396,000	-	7,462,320,000	7,496,750,711	34,430,711	(うち、消費税及び地方消費税相当分 251,765,332円)
第2項 営業外収益	2,012,837,000	△10,160,000	-	2,002,677,000	2,004,581,906	1,904,906	(") 113,751円)
第3項 特別利益	3,011,000	615,000	-	3,626,000	4,213,285	587,285	(") 35,865円)

支 出

区 分	予 算 額							決算額	地方公営 企業法第 26条第2 項の規定 による繰 越額	不用額	備 考
	当 初 予算額	補 正 予算額	予備費 支出額	流 用 増減額	地方公営 企業法第 24条第3 項の規定 による支 出額	小 計	地方公営 企業法第 26条第2 項の規定 による繰 越額				
第1款 下水道事業 費 用	円 9,211,909,000	円 △107,420,000	円 -	円 -	円 -	円 9,104,489,000	円 -	円 9,104,489,000	円 8,949,723,673	円 154,765,327	
第1項 営業費用	6,690,260,000	△61,264,000	-	-	-	6,628,996,000	-	6,628,996,000	6,488,131,682	140,864,318	(うち、消費税及び 地方消費税相当分 117,749,429円)
第2項 営業外 費 用	2,514,446,000	△47,112,000	-	-	-	2,467,334,000	-	2,467,334,000	2,456,409,411	10,924,589	
第3項 特別損失	4,653,000	956,000	-	-	-	5,609,000	-	5,609,000	5,182,580	426,420	(うち、消費税及び 地方消費税相当分 222,895円)
第4項 予 備 費	2,550,000	-	-	-	-	2,550,000	-	2,550,000	-	2,550,000	

(2) 資本的収入及び支出
収 入

区 分	予 算 額					決 算 額	予算額に比 べ決算額の 増 減	備 考	
	当 初 予算額	補 正 予算額	小 計	地方公営企業法 第26条の規定に よる繰越額に係 る財源充当額	継続費通 次繰越額 に係る財 源充当額				合 計
第1款 資本的収入	6,941,440,000	△224,368,000	6,717,072,000	775,400,000	円 -	7,492,472,000	6,651,790,458	△840,681,542	
第1項 企業債	4,998,900,000	△205,500,000	4,793,400,000	452,000,000	-	5,245,400,000	4,744,500,000	△500,900,000	翌年度繰越額 500,900,000円
第2項 出資金	981,036,000	4,880,000	985,916,000	-	-	985,916,000	985,916,000	0	
第3項 補助金	859,000,000	△9,356,000	849,644,000	323,400,000	-	1,173,044,000	825,492,200	△347,551,800	翌年度繰越額 347,200,000円
第4項 負担金	97,104,000	△14,392,000	82,712,000	-	-	82,712,000	88,904,338	6,192,338	
第5項 固定資産 売却代金	5,400,000	-	5,400,000	-	-	5,400,000	6,977,920	1,577,920	

支 出

区 分	予 算 額							決 算 額	翌年度繰越額			不 用 額	備 考
	当 初 予算額	補 正 予算額	流 用 増減額	小 計	地方公営企業法 第26条の規定に よる繰越額	継続費通 次繰越額	合 計		地方公営 企業法第 26条の規 定による 繰越額	継続費通 次繰越額	合 計		
第1款 資本的 支 出	10,893,940,000	△167,866,000	円 -	10,726,074,000	861,641,000	円 -	11,587,715,000	10,513,191,557	1,056,164,000	円 -	1,056,164,000	18,359,443	
第1項 建設 改良費	2,854,368,000	△194,643,000	-	2,659,725,000	861,641,000	-	3,521,366,000	2,446,844,213	1,056,164,000	-	1,056,164,000	18,357,787	(うち、消費税及び 地方消費税相当分 99,179,143円)
第2項 企業債 償還金	8,035,366,000	25,681,000	-	8,061,047,000	-	-	8,061,047,000	8,061,045,968	-	-	-	1,032	
第3項 国庫補助 金返還金	4,206,000	1,096,000	-	5,302,000	-	-	5,302,000	5,301,376	-	-	-	624	

資本的収入額が資本的支出額に不足する額3,861,401,099円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額23,495,533円、減債積立金385,269,210円、過年度分損益勘定留保資金550,663,294円及び当年度分損益勘定留保資金2,901,973,062円で補てんした。

平成21年度秋田市下水道事業損益計算書
(平成21年4月1日から平成22年3月31日まで)

	円	円	円
1 営 業 収 益			
(1) 下 水 道 使 用 料	4,952,706,745		
(2) 他 会 計 負 担 金	2,201,513,000		
(3) そ の 他 営 業 収 益	90,765,634	7,244,985,379	
2 営 業 費 用			
(1) 管 渠 費	367,051,444		
(2) ポ ン プ 場 費	224,242,702		
(3) 処 理 場 費	988,577,587		
(4) 流 域 下 水 道 費	877,245,675		
(5) 業 務 費	246,339,714		
(6) 総 係 費	180,765,806		
(7) 減 価 償 却 費	3,459,415,492		
(8) 資 産 減 耗 費	26,743,833	6,370,382,253	
営 業 利 益			874,603,126
3 営 業 外 収 益			

(1) 受取利息及び配当金	1,253,442		
(2) 他会計補助金	1,999,373,000		
(3) 雑収益	<u>3,841,807</u>	2,004,468,249	
4 営業外費用			
(1) 支払利息及び企業債取扱諸費	2,322,219,211		
(2) 雑支出	<u>23,743,203</u>	<u>2,345,962,414</u>	<u>△341,494,165</u>
経常利益			533,108,961
5 特別利益			
(1) 固定資産売却益	3,459,455		
(2) 過年度損益修正益	<u>717,965</u>	4,177,420	
6 特別損失			
(1) 過年度損益修正損	<u>4,959,685</u>	<u>4,959,685</u>	<u>△782,265</u>
当年度純利益			532,326,696
前年度繰越利益剰余金			<u>0</u>
当年度未処分利益剰余金			<u><u>532,326,696</u></u>

平成21年度秋田市下水道事業剰余金計算書
(平成21年4月1日から平成22年3月31日まで)

利益剰余金の部			
	円	円	円
I 減債積立金			
1 前年度末残高	0		
2 前年度繰入額	385,269,210		
3 当年度処分額	<u>385,269,210</u>		
4 当年度末残高		<u>0</u>	
積立金合計			<u><u>0</u></u>
II 未処分利益剰余金			
(1) 当年度純利益			<u>532,326,696</u>
当年度未処分利益剰余金			<u><u>532,326,696</u></u>
資本剰余金の部			
I 再評価積立金			
1 前年度末残高		65,065,086	
2 当年度処分額		<u>65,065,086</u>	
3 当年度末残高			0
II 受贈財産評価額			
1 前年度末残高		12,479,778,442	
2 当年度発生高		<u>136,793,107</u>	
3 当年度末残高			12,616,571,549
III 負担金			
1 前年度末残高		8,415,923,131	
2 当年度発生高		97,597,211	
3 当年度処分額		<u>23,140,770</u>	
4 当年度末残高			8,490,379,572
IV 寄附金			
1 前年度末残高		<u>2,749,899</u>	
2 当年度末残高			2,749,899
V 補助金			
1 前年度末残高		59,450,961,369	
2 当年度発生高		825,492,200	
3 当年度処分額		<u>248,065,521</u>	
4 当年度末残高			<u>60,028,388,048</u>
翌年度繰越資本剰余金			<u><u>81,138,089,068</u></u>

平成21年度秋田市下水道事業剰余金処分計算書

	円	円	円
1 当年度未処分利益剰余金			532,326,696
2 利益剰余金処分額			
(1) 減債積立金		532,326,696	<u>532,326,696</u>
3 翌年度繰越利益剰余金			<u>0</u>

平成21年度秋田市下水道事業貸借対照表
(平成22年3月31日)

	資 産 の 部		円	円
	円	円	円	円
1 固 定 資 産				
(1) 有 形 固 定 資 産				
イ 土 地		1,773,414,062		
ロ 建 物	4,370,322,611			
減価償却累計額	<u>431,432,231</u>	3,938,890,380		
ハ 構 築 物	181,672,449,340			
減価償却累計額	<u>20,229,384,713</u>	161,443,064,627		
ニ 機 械 及 び 装 置	20,378,573,099			
減価償却累計額	<u>3,323,912,446</u>	17,054,660,653		
ホ 車 両 運 搬 具	27,536,063			
減価償却累計額	<u>22,541,192</u>	4,994,871		
ヘ 工 具、器 具 及 び 備 品	25,652,646			
減価償却累計額	<u>15,418,337</u>	10,234,309		
ト 建 設 仮 勘 定		<u>148,288,492</u>		
有 形 固 定 資 産 合 計			184,373,547,394	
(2) 無 形 固 定 資 産				
イ 施 設 利 用 権		10,047,655,225		
ロ 電 話 加 入 権		12,219,200		
ハ 地 上 権		<u>535,765</u>		
無 形 固 定 資 産 合 計			<u>10,060,410,190</u>	
固 定 資 産 合 計				194,433,957,584
2 流 動 資 産				
(1) 現 金 ・ 預 金			729,686,052	
(2) 未 収 金			1,332,087,100	
(3) 前 払 金			243,410,000	
(4) そ の 他 流 動 資 産			<u>100,000</u>	
流 動 資 産 合 計				<u>2,305,283,152</u>
資 産 合 計				<u>196,739,240,736</u>

※この他に次年度以降分割納付分として受益者負担金43,915,372円を予定している。

	負 債 の 部		円	円
	円	円	円	円
3 固 定 負 債				
(1) 企 業 債			1,981,945,045	
(2) 引 当 金			<u>167,822,653</u>	
固 定 負 債 合 計				2,149,767,698
4 流 動 負 債				
(1) 未 払 金			1,027,151,795	
(2) そ の 他 流 動 負 債			<u>1,697,292</u>	
流 動 負 債 合 計				<u>1,028,849,087</u>
負 債 合 計				3,178,616,785

資 本 の 部

5 資 本 金			
(1) 自 己 資 本 金		19,177,879,094	
(2) 借 入 資 本 金			
イ 企 業 債	92,712,329,093		
借 入 資 本 金 合 計		92,712,329,093	
資 本 金 合 計			111,890,208,187
6 剰 余 金			
(1) 資 本 剰 余 金			
イ 受 贈 財 産 評 価 額	12,616,571,549		
ロ 負 担 金	8,490,379,572		
ハ 寄 附 金	2,749,899		
ニ 補 助 金	60,028,388,048		
資 本 剰 余 金 合 計		81,138,089,068	
(2) 利 益 剰 余 金			
イ 当 年 度 未 処 分 利 益 剰 余 金	532,326,696		
利 益 剰 余 金 合 計		532,326,696	
剰 余 金 合 計			81,670,415,764
資 本 合 計			193,560,623,951
負 債 資 本 合 計			196,739,240,736

秋田市告示第247号

秋田市自転車等の放置防止に関する条例（平成元年秋田市条例第28号）第10条第1項および第3項の規定に基づき、自転車等放置禁止区域内および自転車等放置規制区域内に放置されていた自転車等を次のとおり撤去し、保管したので、同条例第11条第1項の規定により告示する。

平成22年10月5日

秋田市長 穂 積 志

1 撤去し、保管した自転車等

(1) 放置されていた場所および台数

ア 秋田駅西地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 14台

イ 秋田駅東地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 11台

(2) 撤去し、保管した年月日

平成22年9月2日から平成22年9月13日まで

(3) 返還を行う時間および場所

ア 時間 午前10時から午後7時まで

イ 場所 秋田市東通仲町4番3号（秋田駅東自転車等駐車場内）秋田市自転車等保管所

(4) 返還を開始する年月日および返還を行う期間

平成22年10月19日から平成23年4月19日まで

2 返還を受けるために必要な事項

自転車等の返還を受けようとするときは、放置自転車等返還申請書を提出するとともに、自転車等の鍵等、当該自転車等の利用者又は所有者であることを証明するものを提示すること。

3 所有権の帰属

この告示に係る自転車等で、告示後6か月を経過しても利用者等の引取りがないものについての所有権は、本市に帰属する。

4 問い合わせ先

秋田市山王一丁目1番1号

秋田市市民生活部生活総務課 電話866-2035

秋田市東通仲町4番3号

秋田市自転車等保管所 電話834-6497

秋田市告示第248号

市道路線廃止に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定に基づき、次の市道の路線を廃止するので、同法第9条の規定により告示する。

その関係図面は、秋田市建設部建設総務課において一般の縦覧に供する。

平成22年10月5日

秋田市長 穂 積 志

1 廃止路線

整理番号	路線名	起 点	重要な経過地
		終 点	
50468	西潟敷6号線	仁井田字西潟敷228番1地先 牛島字西潟敷101番地先	

2 縦覧期間

平成22年10月6日から平成22年10月19日まで

秋田市告示第249号

市道路線認定に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定に基づき、

市道路線を次のとおり認定するので、同法第9条の規定により告示する。

その関係図面は、秋田市建設部建設総務課において一般の縦覧

に供する。

平成22年10月5日

秋田市長 穂 積 志

1 認定路線

整理番号	路線名	起 点	重要な経過地
		終 点	
20960	広面樋ノ下8号線	広面字樋ノ下5番2地先 広面字樋ノ下5番3地先	
30857	田五郎15号線	八橋田五郎二丁目71番6地先 八橋田五郎二丁目71番3地先	
60847	新屋北浜町13号線	新屋北浜町178番165地先 新屋北浜町178番169地先	
70603	堤台二丁目13号線	御所野堤台二丁目2番29地先 御所野堤台二丁目2番30地先	
70604	堤台二丁目14号線	御所野堤台二丁目2番12地先 御所野堤台二丁目2番14地先	
100312	榊表8号線	河辺北野田高屋字榊表15番29地先 河辺北野田高屋字榊表19番3地先	
100313	榊表9号線	河辺北野田高屋字榊表15番15地先 河辺北野田高屋字榊表15番27地先	

2 縦覧期間

平成22年10月6日から平成22年10月19日まで

秋田市告示第250号

市道路線の区域決定および供用開始に関する告示
道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項および第2項の

規定に基づき、次のとおり道路の区域を決定し、供用を開始する。
その関係図面は、秋田市建設部建設総務課において一般の縦覧に供する。

平成22年10月5日

秋田市道路管理者
秋田市長 穂 積 志

1 道路の区域および供用開始の区間

道路の種類	路線名	起 点	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)
		終 点		
市道	広面樋ノ下8号線	広面字樋ノ下5番2地先 広面字樋ノ下5番3地先	54.60	6.00
市道	田五郎15号線	八橋田五郎二丁目71番6地先 八橋田五郎二丁目71番3地先	53.40	6.00
市道	新屋北浜町13号線	新屋北浜町178番165地先 新屋北浜町178番169地先	51.00	6.00 ～ 6.10
市道	堤台二丁目13号線	御所野堤台二丁目2番29地先 御所野堤台二丁目2番30地先	179.00	8.00
市道	堤台二丁目14号線	御所野堤台二丁目2番12地先 御所野堤台二丁目2番14地先	78.00	8.00
市道	榊表8号線	河辺北野田高屋字榊表15番29地先 河辺北野田高屋字榊表19番3地先	65.00	6.00
市道	榊表9号線	河辺北野田高屋字榊表15番15地先 河辺北野田高屋字榊表15番27地先	50.00	6.00

2 区域決定および供用開始の期日

平成22年10月6日

3 縦覧期間

平成22年10月6日から平成22年10月19日まで

秋田市告示第251号

次の交付要求通知書は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったので、地方税法（昭和25年法律第226号）第

20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該交付要求通知書は、市民生活部国保年金課収納推進室に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成22年10月6日

秋田市長 穂 積 志

- 1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所
加藤 健一

秋田市新屋日吉町11番7号

- 2 送達する書類
交付要求通知書

秋田市告示第252号

次の者の住所および居所が不明のため、住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第12条第1項の規定に基づき、その住民票を職権消除したので、同条第4項の規定により告示する。

平成22年10月7日

秋田市長 穂 積 志

住民基本台帳に記載のあった住所および氏名

住 所	氏 名
秋田市南通亀の町6番48号 レジェンド南I 103	高 堰 弘 文
秋田市牛島東三丁目4番7号	船 木 宏
秋田市泉中央二丁目4番15号 ピアネス泉205号	根 本 昌 和
秋田市手形字西谷地109番地2 能代荘20号	松 嶋 正 喜

(教示)

- 1 この処分不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第6条の規定により、秋田市長に対して異議申立てをすることができます。

さらに、当該異議申立てについての決定があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に、行政不服審査法第5条の規定により秋田県知事に対して審査請求をすることができます。ただし、次の(1)および(2)のいずれかに該当するときは、この限りではありません。(行政不服審査法第20条)

- (1) 異議申立てをした日の翌日から起算して3箇月を経過しても当該異議申立てにつき決定をしないとき。
- (2) その他異議申立てについての決定を経ないことにつき正当な理由があるとき。

- 2 処分の取消しの訴え(取消訴訟)は、処分についての審査請求に対する裁決を経たあとでなければ提起できませんが、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで決定の取消しの訴えを提起することができます。(行政事件訴訟法第8条)

- (1) 審査請求があった日から3箇月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

- 3 処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法第14条の規定により、審査請求に対する裁決の送達を受けた日から6箇月以内(送達を受けた日の翌日から起算します。)に、秋田市を被告として、提起しなければならないこととされています。

秋田市告示第253号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条および第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例による場合を含む。)の規定に基づき、医療扶助および医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定および

廃止したので、同法第55条の2の規定により告示する。

平成22年10月7日

秋田市長 穂 積 志

1 指定

名 称	所 在 地	指 定 年月日
いちご調剤薬局	秋田市川元山下町7番22号	平成22年8月1日
佐野薬局下新城店	秋田市下新城長岡字毛無谷地264番地3	平成22年9月1日

2 廃止

名 称	所 在 地	廃 止 年月日
いな穂調剤薬局	秋田市川元山下町7番22号	平成22年7月31日
片岡内科医院	秋田市泉南三丁目17番17号	平成22年9月1日

秋田市告示第254号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条において準用する同法第49条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例による場合を含む。)の規定に基づき、医療扶助および医療支援給付のための施術を担当させる施術者を次のとおり指定したので、同法第55条の2の規定により告示する。

平成22年10月7日

秋田市長 穂 積 志

指定

氏 名	施術所の 名 称	施術所の所在地	指 定 年月日
鎌田 富一	あけぼの 治療院	秋田市広面字碓83番地3 101号	平成22年9月1日
鎌田 正	あけぼの 治療院	秋田市広面字碓83番地3 101号	平成22年9月1日

秋田市告示第255号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項および同条第4項において準用する同法第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例による場合を含む。以下同じ。)の規定に基づき、介護扶助および介護支援給付のための介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第55条の2の規定により告示する。

平成22年10月7日

秋田市長 穂 積 志

指定

名 称	所 在 地	指 定 年月日
小規模多機能型 居宅介護事業所 ひかりの樹	秋田市保戸野八丁1番14号	平成22年8月1日
旭南介護 支援センター	秋田市旭南三丁目8番3号	平成22年7月1日

佐野薬局下新城店	秋田市下新城長岡字毛無谷地264番地3	平成22年9月1日
グループホーム 幸 樹	秋田市泉南一丁目4番20号	平成22年10月1日

秋田市告示第256号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定に基づき、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり指定したので、同法第69条の規定により告示する。

平成22年10月7日

秋田市長 穂 積 志

指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）
担当する医療の種類：腎臓に関する医療

指定番号	医療機関名	住 所	開設者名	指 定年月日
36	さが医院	秋田市中通五丁目1番16号	嵯峨 大介	平成22年10月1日

秋田市告示第257号

次の納税通知書は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったため、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該納税通知書は、市民生活部国保年金課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成22年10月12日

秋田市長 穂 積 志

- 公示送達を受ける者の氏名および住所
別紙（省略）のとおり
- 送達する書類
平成21年度および平成22年度分国民健康保険税納税通知書

秋田市告示第258号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、秋田市文化会館自主事業の入場券の販売および入場券販売に係る収入金の収納事務を次の者へ委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成22年10月13日

秋田市長 穂 積 志

受託人の住所および氏名

- 秋田市中通七丁目1番2号
秋田ステーションビル株式会社
代表取締役社長 成 田 俊 二
- 秋田市中通四丁目1番5号
株式会社ヤマハミュージック東北秋田店
店長 小 室 宗 和
- 秋田市中通二丁目1番32号
株式会社河合楽器製作所秋田ショップ
店長 桑 原 一 夫
- 秋田市山王四丁目1番1号
秋田県職員消費生活協同組合
理事長 鈴 木 隆

秋田市告示第259号

次の差押解除通知書は、本人の住所又は居所が不明のため送達できなかったことから、地方税法（昭和25年法律第226号）第20

条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該差押解除通知書は、財政部納税課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成22年10月14日

秋田市長 穂 積 志

- 送達を受けるべき者の住所および氏名
秋田市千秋久保田町5番55号
佐 藤 雅 仁
- 送達する書類名
差押解除通知書 1通

秋田市告示第260号

次の国民健康保険税督促状は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったため、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該国民健康保険税督促状は、市民生活部国保年金課収納推進室に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成22年10月20日

秋田市長 穂 積 志

- 公示送達を受けるべき者の氏名および住所
別紙（省略）のとおり
- 送達する書類
平成22年度第1期および平成22年度第2期国民健康保険税督促状

秋田市告示第261号

次の介護保険料納入通知書および督促状は、本人の住所又は居所が不明のため送達できなかったため、介護保険法（平成9年法律第123号）第143条の規定により準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該納入通知書および督促状は、福祉保健部介護・高齢福祉課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成22年10月21日

秋田市長 穂 積 志

- 公示送達を受けるべき者の氏名および住所
別紙（省略）のとおり
- 送達する書類
平成22年度介護保険料納入通知書
平成22年度介護保険料督促状

秋田市告示第262号

次の後期高齢者医療保険料督促状は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったため、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条の規定により準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該督促状は、市民生活部後期高齢医療課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成22年10月22日

秋田市長 穂 積 志

- 公示送達を受けるべき者の氏名および住所
別紙（省略）のとおり
- 送達する書類

平成22年度後期高齢者医療保険料督促状

秋田市告示第263号

秋田市自転車等の放置防止に関する条例（平成元年秋田市条例第28号）第10条第1項および第3項の規定に基づき、自転車等放置禁止区域内および自転車等放置規制区域内に放置されていた自転車等を次のとおり撤去し、保管したので、同条例第11条第1項の規定により告示する。

平成22年10月28日

秋田市長 穂 積 志

- 1 撤去し、保管した自転車等
 - (1) 放置されていた場所および台数
 - ア 秋田駅西地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 13台
 - イ 秋田駅東地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 8台
 - ウ 秋田駅南地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 1台
 - (2) 撤去し、保管した年月日
 - 平成22年9月16日から平成22年9月30日まで
 - (3) 返還を行う時間および場所
 - ア 時間 午前10時から午後7時まで
 - イ 場所 秋田市東通仲町4番3号（秋田駅東自転車等駐車場内）秋田市自転車等保管所
 - (4) 返還を開始する年月日および返還を行う期間
 - 平成22年11月11日から平成23年5月11日まで
- 2 返還を受けるために必要な事項
 - 自転車等の返還を受けようとするときは、放置自転車等返還申請書を提出するとともに、自転車等の鍵等、当該自転車等の利用者又は所有者であることを証明するものを提示すること。
- 3 所有権の帰属
 - この告示に係る自転車等で、告示後6か月を経過しても利用者等の引取りがないものについての所有権は、本市に帰属する。
- 4 問い合わせ先
 - 秋田市山王一丁目1番1号
 - 秋田市市民生活部生活総務課 電話866-2035
 - 秋田市東通仲町4番3号
 - 秋田市自転車等保管所 電話834-6497

秋田市告示第264号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条および第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、医療扶助および医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第55条の2の規定により告示する。

平成22年10月28日

秋田市長 穂 積 志

指定

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
さ が 医 院	秋田市中通五丁目1番16号	平成22年 10月1日

調 剤 薬 局 ソルハドラッグ 秋田 広 面 北 店	秋田市広面字蓮沼94番地1	平成22年 10月1日
----------------------------------	---------------	----------------

教 委 告 示

秋田市教委告示第14号

平成22年10月28日午後3時30分秋田市教育委員会教育委員会室に教育委員会定例会を招集する。

平成22年10月22日

秋田市教育委員会
委員長 藤 井 正 人

付議案件

秋田市立小、中学校通学区域の一部を改正する件

選 管 告 示

秋市選管告示第36号

平成22年9月1日現在で調製した秋田海区漁業調整委員会委員選挙人名簿を、漁業法（昭和24年法律第267号）第94条において準用する公職選挙法（昭和25年法律第100号）第23条第1項の規定に基づき次のとおり縦覧に供するので、漁業法第94条において準用する公職選挙法第23条第2項の規定により告示する。

平成22年10月15日

秋田市選挙管理委員会
委員長 金 持 巽

- 1 縦覧期間
 - 平成22年10月20日から平成22年11月3日まで
- 2 場所
 - 秋田市山王一丁目2番34号
 - 秋田市選挙管理委員会事務局
- 3 時間
 - 午前8時30分から午後5時まで

農 委 告 示

秋田市農委告示第12号

平成22年10月18日午前10時秋田市役所正庁に秋田市農業委員会総会を招集する。

平成22年10月12日

秋田市農業委員会会長 佐々木 吉 秋

案件
農地法第3条の規定による許可申請に関する件（9件）

上下水道局告示

秋田市上下水道局告示第77号

秋田市下水道条例（昭和39年秋田市条例第16号）第5条の7の規定に基づき、次のとおり指定排水設備工事業者の廃止を行ったので、秋田市指定排水設備工事業者に関する規程（平成19年秋田

市上下水道局管理規程第7号)第9条第3号の規定により告示する。

平成22年10月8日

秋田市上下水道事業管理者 内 山 真 次

1 指定排水設備工事業者の廃止

指定工事業者	代表者	所 在 地
有限会社エス・ケー 管理センター	佐々木一夫	秋田市八橋大畑二丁目 10番1号

2 廃止年月日

平成22年10月5日

秋田市上下水道局告示第78号

水道法(昭和32年法律第177号)第25条の3第1項の規定に基づき、秋田市指定給水装置工事業者の指定を行ったので、秋田市水道事業給水条例施行規程(昭和35年秋田市水道ガス局管理規程第2号)第8条の3第1号の規定により告示する。

平成22年10月14日

秋田市上下水道事業管理者 内 山 真 次

1 指定給水装置工事業者の指定

指定工事業者	代表者	所 在 地
株 式 会 社 共 立 設 備	小川 利彦	由利本荘市土谷字新谷地241 番地

2 指定年月日

平成22年10月6日

秋田市上下水道局告示第79号

秋田市下水道条例(昭和39年秋田市条例第16号)第5条第1項の規定に基づき、次のとおり指定排水設備工事業者の指定を行ったので、秋田市指定排水設備工事業者に関する規程(平成19年秋田市上下水道局管理規程第7号)第9条第1号の規定により告示する。

平成22年10月14日

秋田市上下水道事業管理者 内 山 真 次

1 指定排水設備工事業者の指定

指定工事業者	代表者	所 在 地
株 式 会 社 共 立 設 備	小川 利彦	由利本荘市土谷字新谷地241 番地

2 指定年月日

平成22年10月6日

秋田市上下水道局告示第80号

公共下水道の供用および下水の処理を開始するので、下水道法(昭和33年法律第79号)第9条の規定に基づき、次のとおり告示する。

なお、関係図面は、秋田市上下水道局下水道建設課において一般の縦覧に供する。

平成22年10月15日

秋田市上下水道事業管理者 内 山 真 次

1 供用および下水の処理を開始すべき年月日

平成22年11月1日

2 下水を排除すべき区域および下水を処理すべき区域

別紙(省略)のとおり

3 供用を開始しようとする排水施設の位置

縦覧に供する関係図面において表示する

4 供用を開始しようとする排水設備の合流式又は分流式の別

分流式

5 終末処理場の位置および名称

別紙(省略)のとおり

6 縦覧場所の住所

秋田市川尻みよし町14番8号

7 縦覧の期間

平成22年10月18日から平成22年10月31日まで(土曜日および日曜日を除く、午前8時30分から午後5時15分まで)

秋田市上下水道局告示第81号

水道法(昭和32年法律第177号)第25条の7の規定に基づき、秋田市指定給水装置工事業者の廃止を行ったので、秋田市水道事業給水条例施行規程(昭和35年秋田市水道ガス局管理規程第2号)第8条の3第2号の規定により告示する。

平成22年10月19日

秋田市上下水道事業管理者 内 山 真 次

1 指定給水装置工事業者の廃止

指定工事業者	代表者	所 在 地
株 式 会 社 堀 川 開 発	工藤 尚	秋田市新屋島木町1番32号

2 廃止年月日

平成22年9月30日

秋田市上下水道局告示第82号

秋田市下水道条例(昭和39年秋田市条例第16号)第5条の7の規定に基づき、次のとおり指定排水設備工事業者の廃止を行ったので、秋田市指定排水設備工事業者に関する規程(平成19年秋田市上下水道局管理規程第7号)第9条第3号の規定により告示する。

平成22年10月19日

秋田市上下水道事業管理者 内 山 真 次

1 指定排水設備工事業者の廃止

指定工事業者	代表者	所 在 地
株 式 会 社 堀 川 開 発	工藤 尚	秋田市新屋島木町1番32号

2 廃止年月日

平成22年9月30日

秋田市上下水道局告示第83号

秋田市下水道条例(昭和39年秋田市条例第16号)第5条の7の規定に基づき、次のとおり指定排水設備工事業者の休止を行ったので、秋田市指定排水設備工事業者に関する規程(平成19年秋田市上下水道局管理規程第7号)第9条第3号の規定により告示する。

平成22年10月19日

秋田市上下水道事業管理者 内 山 真 次

1 指定排水設備工事業者の休止

指定工事業者	代表者	所在地
アイスペース株式会社	相場 一宏	秋田市新屋松美が丘北町8番51号

2 休止年月日

平成22年11月1日

秋田市上下水道局告示第84号

秋田市下水道条例（昭和39年秋田市条例第16号）第5条の7の規定に基づき、次のとおり指定排水設備工事業者の休止を行ったので、秋田市指定排水設備工事業者に関する規程（平成19年秋田市上下水道局管理規程第7号）第9条第3号の規定により告示する。

平成22年10月22日

秋田市上下水道事業管理者 内 山 真 次

1 指定排水設備工事業者の休止

指定工事業者	代表者	所在地
株式会社石黒組	石黒 力	秋田市浜田字石山36番地5

2 休止年月日

平成22年7月23日

秋田市上下水道局告示第85号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の7の規定に基づき、秋田市指定給水装置工事業者の廃止を行ったので、秋田市水道事業給水条例施行規程（昭和35年秋田市水道ガス局管理規程第2号）第8条の3第2号の規定により告示する。

平成22年10月29日

秋田市上下水道事業管理者 内 山 真 次

1 指定給水装置工事業者の廃止

指定工事業者	代表者	所在地
アイスペース株式会社	相場 一宏	秋田市新屋松美が丘北町8番51号

2 廃止年月日

平成22年10月20日

公 告

秋田市公告

市有物件の売払いについて次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定に基づき公告する。

平成22年10月1日

秋田市長 穂 積 志

1 売払物件の表示

	所在地	地目	地積	最低落札価格
1	秋田市雄和椿川字長者屋敷1番1	原野	330.56㎡	4,528,672円
2	秋田市雄和椿川字長者屋敷1番6	原野	332.65㎡	4,723,630円

3	秋田市雄和椿川字長者屋敷1番7	原野	328.44㎡	4,499,628円
4	秋田市河辺戸島字本町60番6	宅地	355.82㎡	4,020,766円

2 入札参加者の資格

地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

3 入札の場所および日時

- (1) 場所 秋田市職員研修棟第2研修室（2階）
- (2) 入札 平成22年10月29日（金）午前10時
（入札申込受付は、午前9時から午前9時55分まで）
- (3) 開札 入札締切後直ちに開札

4 入札心得書および契約条項を示す場所

秋田市山王一丁目1番1号 秋田市財政部管財課

5 入札保証金

- (1) 現金又は秋田市を支払地とする銀行振出の小切手をもって、入札金額の100分の5以上に相当する金額を入札申込受付時間内に納付すること。
- (2) 入札保証金は、還付又は契約保証金（契約金額の100分の10以上）の納付に振り替えることができる。
- (3) 落札者が指定期日までに契約を締結しないときは、落札は無効とし、入札保証金は市に帰属する。

6 入札無効に関する事項

- (1) 郵便による入札は認めないものとする。
- (2) 入札の参加に必要な資格のない者のした入札および入札心得書に記載した事項に違反した入札は、無効とする。

7 売買契約の締結

落札者は、市長が落札の通知を発した日から起算して7日以内に契約を締結しなければならない。

8 契約保証金

- (1) 契約者は、契約締結後直ちに契約保証金（契約金額の100分の10以上で入札保証金充当分を差し引く。）を納めなければならない。
- (2) 契約保証金は、契約者の申出により、当該売払代金に充当することができる。

9 売払代金

契約者は、契約締結後14日以内に売払代金（契約保証金充当分を差し引く。）を市の発行する納入通知書により納付しなければならない。

10 売払物件の案内日時および場所

- (1) 秋田市雄和椿川字長者屋敷1番1、1番6および1番7
日 時 平成22年10月22日（金）
午前10時から午前11時まで
集合場所 現地
- (2) 秋田市河辺戸島字本町60番6
日 時 平成22年10月22日（金）
午前10時から午前11時まで
集合場所 現地

秋田市公告

地方税法（昭和25年法律第226号）がその例とする国税徴収法（昭和34年法律第147条）第95条および第99条の規定に基づき、差押財産を公売することを公告する。

平成22年10月4日

秋田市長 穂 積 志

- 1 公売財産の内容
 - (1) 公 売 財 産 別紙「公売財産の表示」(省略)のとおり
 - (2) 公売保証金 4,700,000円
 - (3) 見 積 価 額 46,600,000円
- 2 公売日時
 - (1) 参加申込期間
平成22年10月15日(金)午後1時から平成22年10月27日(水)午後11時まで
 - (2) 入札期間
平成22年11月2日(火)午後1時から平成22年11月9日(水)午後1時まで
 - (3) 開札
平成22年11月9日(水) 午後1時
- 3 公売場所
ヤフー株式会社が提供する官公庁オークション上のホームページ (<http://koubai.auctions.yahoo.co.jp>)
- 4 公売方法
ヤフー株式会社が提供する官公庁オークションからの入札
- 5 売却決定日時
平成22年11月16日(火) 午前10時
- 6 売却決定場所
秋田市山王一丁目1番1号 秋田市財政部納税課
- 7 買受代金納付期限
平成22年11月19日(金) 午後2時30分
- 8 買受人についての資格その他の要件
地方税法がその例とする国税徴収法第92条および第108条の規定に該当する者は、買受人として参加する資格がない。
- 9 公売財産上の質権者、抵当権者等の権利の内容の申出
公売財産上に質権、抵当権、先取特権、留置権その他公売財産の売却代金から配当を受けることができる権利を有する者は、売却決定の日の前日までにその内容を申し出ること。
- 10 権利移転の時期
買受代金の全額を納付したとき。
- 11 危険負担移転の時期
買受代金の全額を納付したとき。
- 12 権利移転に伴う費用
公売による権利移転に伴う費用は、買受人の負担となる。
- 13 消費税の取扱い
土地付建物は、「非課税財産」と「課税財産」が混在する「混在財産」のため、見積価額にすでに消費税相当額を含んでいる。
- 14 公売保証金
入札に当たり、公売保証金の納付が必要となる。
- 15 その他
 - (1) 公売財産に入札しようとする者(以下「入札者」という。)は、参加申込期間中に所定の入札参加申込手続が必要である。
 - (2) 入札は、入札期間中に1回のみ可能である。なお、1度行った入札については、入札者の都合による取消しや変更はできない。
 - (3) 滞納金額の完納等により、公売を中止することがある。
 - (4) 買受代金を買受代金納付期限までに納付しないときは、売却決定を取り消すものとする。
 - (5) 落札者又は買受人が義務を履行しないときは、公売保証金は市に帰属する。

- (6) 公売財産の土地の一部は駐車場として、公売財産の建物の2階は事務所として1室のみ使用されているが、その賃貸借等の詳細については、不明である。
- (7) 公売財産の建物については、建築時期(昭和43年)、構造(鉄筋コンクリート)および用途(事務所)から吹付アスベスト等が使用されている可能性があり、アスベストの使用の詳細については、不明である。
- (8) 公売財産内の動産類を撤去する場合は、買受人が行うものとする。

秋田市公告

秋田市の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成17年秋田市条例第45号)第2条第1項の規定に基づき、秋田市が設置する公の施設の指定管理者を次のとおり公募するので、同条例第2条第3項の規定により公告する。

平成22年10月4日

秋田市長 穂 積 志

1 公の施設の概要

- (1) 名称
秋田市障害福祉サービスセンター
- (2) 所在地
秋田市柳田字竹生168番地1
- (3) 設置目的
在宅障がい者に対し、通所により各種のサービスを提供することによって、その自立を図るとともに生きがいを高め、もって福祉の増進に資することを目的とする。
- (4) 規模等
鉄筋コンクリート平屋建て、延床面積525平方メートル
- (5) 定員 30人
- (6) 主な施設設備
訓練室、作業室、事務室、食堂、静養室および浴室

2 指定管理者が行う管理の業務

- (1) 指定障害福祉サービス(サービス種別:生活介護および自立訓練(生活訓練))の提供に関する業務
- (2) 施設、附属設備等の維持管理に関する業務
- (3) その他市長が管理運営上必要と認める業務

3 指定の期間

平成23年4月1日から平成28年3月31日まで(予定)

4 申請に必要な資格等

- (1) 申請に必要な資格
 - ア 障害者自立支援法(平成17年法律第123号)に定める指定障害福祉サービス事業者として実績があり、市内に主たる事務所を有する法人であること。
 - イ 障害者自立支援法第36条の規定に基づく指定障害福祉サービス事業者による生活介護および自立訓練(生活訓練)の指定が得られる法人であること。
- (2) 申請をすることができない法人
 - ア 地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第11項の規定により市の公の施設に係る指定管理者の指定を取り消され、その取消の日から起算して2年を経過しない法人
 - イ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項各号のいずれかに該当する法人で、その事実があった後2年を経過していないもの(同項各号のいずれかに該当する者で、その事実があった後2年を経過していないもの)

のを代理人、支配人その他の使用人として使用する法人を含む。)

ウ 申請の日において、現に市の指名停止措置を受けている法人

エ 申請の日において、破産手続、再生手続又は更生手続が開始されている法人

5 募集要項等の交付

7(2)に掲げる場所で、秋田市の休日を定める条例（平成元年秋田市条例第32号）第1条第1項に規定する休日を除き、平成22年10月4日(月)から同月29日(金)までの午前8時30分から午後5時15分まで交付する。

6 説明会

(1) 日時および場所

募集要項に記載する日時および場所

(2) その他

説明会に参加希望の法人は、事前に9(4)に連絡すること。

7 申請の手続

(1) 提出期限

平成22年10月29日(金) 午後5時15分

(2) 提出場所

郵便番号010-8560 秋田市山王一丁目1番1号
秋田市福祉保健部障がい福祉課障がい福祉担当
電話018-866-2093

(3) 指定管理者の指定を受けようとする法人は、申請書に次に掲げる書類を添えて提出すること。

ア 公の施設の管理に関する事業計画書

イ 公の施設の管理に関する収支予算書

ウ 定款、規約又はこれらに類する書類

エ 登記事項証明書

オ 財務の状況を示す書類

カ その他市長が必要と認める書類

8 選定の方法および時期

(1) 福祉保健部指定管理者選定委員会において、申請書類の審査およびヒアリングを実施の上、次に掲げる基準に照らし、最も適当と認める法人を指定管理者の候補者として選定する。

ア 市民の平等な利用が確保されること。

イ 施設の設置の目的が効果的に達成されること。

ウ 効率的な管理が行われること。

エ 適正かつ確実な管理を行う能力を有すること。

オ その他施設の設置の目的又は性質に応じ、市長が必要と認めて定める基準

(2) 選定は平成22年11月に行い、その開催日時および選定結果については、書面により通知する。

9 その他

(1) 指定管理者の候補者を、市議会の議決を経て、指定管理者として指定する。

(2) 利用料金は、指定管理者が自己の収入として収受するものとする。

(3) 詳細は、募集要項による。

(4) 問い合わせ先

秋田市福祉保健部障がい福祉課障がい福祉担当
電話018-866-2093

秋田市公告

秋田市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例

(平成17年秋田市条例第45号)第2条第1項の規定に基づき、秋田市が設置する公の施設の指定管理者を次のとおり公募するので、同条例第2条第3項の規定により公告する。

平成22年10月4日

秋田市長 穂 積 志

1 公の施設の概要

(1) 名称

秋田市八橋老人デイサービスセンター

(2) 所在地

秋田市八橋南一丁目8番2号

(3) 設置目的

在宅の虚弱老人等に対し、通所により各種のサービスを提供することによって、当該要援護老人等の生活の助長、社会的孤立感の解消、心身機能の維持向上等を図るとともに、その家族の身体的、精神的な負担の軽減を図り、もって老人福祉の増進に資することを目的とする。

(4) 規模等

鉄筋コンクリート平屋建て、延床面積620.30平方メートル

(5) 定員 30名

(6) 主な施設設備

相談室、浴室、多目的ホール、休憩室および事務室

2 指定管理者が行う管理の業務

(1) デイサービスの提供に関する業務

(2) 施設、附属設備等の維持管理に関する業務

(3) その他市長が管理運営上必要と認める業務

3 指定の期間

平成23年4月1日から平成26年3月31日まで（予定）

4 申請に必要な資格等

(1) 申請に必要な資格

ア 介護保険法（平成9年法律第123号）に定める指定居宅サービス事業者として実績があり、市内に主たる事務所を有する法人であること。

イ 介護保険法第70条の規定に基づく指定居宅サービス事業者による通所介護の指定および同法第115条の2の規定に基づく指定介護予防サービス事業者による介護予防通所介護の指定が得られる法人であること。

(2) 申請をすることができない法人

ア 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定により市の公の施設に係る指定管理者の指定を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過しない法人

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号のいずれかに該当する法人で、その事実があった後2年を経過していないもの（同項各号のいずれかに該当する者で、その事実があった後2年を経過していないものを代理人、支配人その他の使用人として使用する法人を含む。)

ウ 申請の日において、現に市の指名停止措置を受けている法人

エ 申請の日において、破産手続、再生手続又は更生手続が開始されている法人

5 募集要項等の交付

7(2)に掲げる場所で、秋田市の休日を定める条例（平成元年秋田市条例第32号）第1条第1項に規定する休日を除き、平成22年10月4日(月)から同月29日(金)までの午前8時30分から午後5

時15分まで交付する。

6 説明会

- (1) 日時および場所
募集要項に記載する日時および場所
- (2) その他
説明会に参加希望の法人は、事前に9(4)に連絡すること。

7 申請の手続

- (1) 提出期限
平成22年10月29日(金) 午後5時15分
- (2) 提出場所
郵便番号010-8560 秋田市山王一丁目1番1号
秋田市福祉保健部介護・高齢福祉課
電話018-866-2095
- (3) 指定管理者の指定を受けようとする法人は、申請書に次に掲げる書類を添えて提出すること。
 - ア 公の施設の管理に関する事業計画書
 - イ 公の施設の管理に関する収支予算書
 - ウ 定款、規約又はこれらに類する書類
 - エ 登記事項証明書
 - オ 財務の状況を示す書類
 - カ その他市長が必要と認める書類

8 選定の方法および時期

- (1) 福祉保健部指定管理者選定委員会において、申請書類の審査およびヒアリングを実施の上、次に掲げる基準に照らし、最も適当と認める法人を指定管理者の候補者として選定する。
 - ア 市民の平等な利用が確保されること。
 - イ 施設の設置の目的が効果的に達成されること。
 - ウ 効率的な管理が行われること。
 - エ 適正かつ確実な管理を行う能力を有すること。
 - オ その他施設の設置の目的又は性質に応じ、市長が必要と認めて定める基準
- (2) 選定は平成22年11月に行い、その開催日時および選定結果については、書面により通知する。

9 その他

- (1) 指定管理者の候補者を、市議会の議決を経て、指定管理者として指定する。
- (2) 利用料金は、指定管理者が自己の収入として収受するものとする。
- (3) 詳細は、募集要項による。
- (4) 問い合わせ先
秋田市福祉保健部介護・高齢福祉課
電話018-866-2095

秋田市公告

秋田市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年秋田市条例第45号）第2条第1項の規定に基づき、秋田市が設置する公の施設の指定管理者を次のとおり公募するので、同条例第2条第3項の規定により公告する。

平成22年10月4日

秋田市長 穂 積 志

1 公の施設の概要

- (1) 名称
秋田市旭南老人デイサービスセンター
- (2) 所在地
秋田市旭南一丁目8番12号

(3) 設置目的

在宅の虚弱老人等に対し、通所により各種のサービスを提供することによって、当該要援護老人等の生活の助長、社会的孤立感の解消、心身機能の維持向上等を図るとともに、その家族の身体的、精神的な負担の軽減を図り、もって老人福祉の増進に資することを目的とする。

(4) 規模等

鉄筋コンクリート平屋建て、延床面積530.48平方メートル

(5) 定員 35名

(6) 主な施設設備

相談室、浴室、食堂、機能訓練室、静養室および事務室

2 指定管理者が行う管理の業務

- (1) デイサービスの提供に関する業務
- (2) 施設、附属設備等の維持管理に関する業務
- (3) その他市長が管理運営上必要と認める業務

3 指定の期間

平成23年4月1日から平成26年3月31日まで（予定）

4 申請に必要な資格等

(1) 申請に必要な資格

ア 介護保険法（平成9年法律第123号）に定める指定居宅サービス事業者として実績があり、市内に主たる事務所を有する法人であること。

イ 介護保険法第70条の規定に基づく指定居宅サービス事業者による通所介護の指定および同法第115条の2の規定に基づく指定介護予防サービス事業者による介護予防通所介護の指定が得られる法人であること。

(2) 申請をすることができない法人

ア 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定により市の公の施設に係る指定管理者の指定を取り消され、その取消の日から起算して2年を経過しない法人

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号のいずれかに該当する法人で、その事実があった後2年を経過していないもの（同項各号のいずれかに該当する者で、その事実があった後2年を経過していないものを代理人、支配人その他の使用人として使用する法人を含む。）

ウ 申請の日において、現に市の指名停止措置を受けている法人

エ 申請の日において、破産手続、再生手続又は更生手続が開始されている法人

5 募集要項等の交付

7(2)に掲げる場所で、秋田市の休日を定める条例（平成元年秋田市条例第32号）第1条第1項に規定する休日を除き、平成22年10月4日(月)から同月29日(金)までの午前8時30分から午後5時15分まで交付する。

6 説明会

- (1) 日時および場所
募集要項に記載する日時および場所
- (2) その他
説明会に参加希望の法人は、事前に9(4)に連絡すること。

7 申請の手続

- (1) 提出期限
平成22年10月29日(金) 午後5時15分
- (2) 提出場所

郵便番号010-8560 秋田市山王一丁目1番1号
 秋田市福祉保健部介護・高齢福祉課
 電話018-866-2095

(3) 指定管理者の指定を受けようとする法人は、申請書に次に掲げる書類を添えて提出すること。

- ア 公の施設の管理に関する事業計画書
- イ 公の施設の管理に関する収支予算書
- ウ 定款、規約又はこれらに類する書類
- エ 登記事項証明書
- オ 財務の状況を示す書類
- カ その他市長が必要と認める書類

8 選定の方法および時期

(1) 福祉保健部指定管理者選定委員会において、申請書類の審査およびヒアリングを実施の上、次に掲げる基準に照らし、最も適当と認める法人を指定管理者の候補者として選定する。

- ア 市民の平等な利用が確保されること。
- イ 施設の設置目的が効果的に達成されること。
- ウ 効率的な管理が行われること。
- エ 適正かつ確実な管理を行う能力を有すること。
- オ その他施設の設置の目的又は性質に応じ、市長が必要と認めて定める基準

(2) 選定は平成22年11月に行い、その開催日時および選定結果については、書面により通知する。

9 その他

- (1) 指定管理者の候補者を、市議会の議決を経て、指定管理者として指定する。
- (2) 利用料金は、指定管理者が自己の収入として収受するものとする。
- (3) 詳細は、募集要項による。
- (4) 問い合わせ先
 秋田市福祉保健部介護・高齢福祉課
 電話018-866-2095

秋田市公告

秋田市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年秋田市条例第45号）第2条第1項の規定に基づき、秋田市が設置する公の施設の指定管理者を次のとおり公募するので、同条例第2条第3項の規定により公告する。

平成22年10月4日

秋田市長 穂 積 志

1 公の施設の概要

- (1) 名称
 秋田市川口老人デイサービスセンター
- (2) 所在地
 秋田市榎山登町10番64号
- (3) 設置目的
 在宅の虚弱老人等に対し、通所により各種のサービスを提供することによって、当該要援護老人等の生活の助長、社会的孤立感の解消、心身機能の維持向上等を図るとともに、その家族の身体的、精神的な負担の軽減を図り、もって老人福祉の増進に資することを目的とする。
- (4) 規模等
 鉄骨平屋建て、延床面積534.99平方メートル
- (5) 定員 30名
- (6) 主な施設設備

相談室、浴室、多目的ホール、静養室および事務室

2 指定管理者が行う管理の業務

- (1) デイサービスの提供に関する業務
- (2) 施設、附属設備等の維持管理に関する業務
- (3) その他市長が管理運営上必要と認める業務

3 指定の期間

平成23年4月1日から平成26年3月31日まで（予定）

4 申請に必要な資格等

(1) 申請に必要な資格

ア 介護保険法（平成9年法律第123号）に定める指定居宅サービス事業者として実績があり、市内に主たる事務所を有する法人であること。

イ 介護保険法第70条の規定に基づく指定居宅サービス事業者による通所介護の指定および同法第115条の2の規定に基づく指定介護予防サービス事業者による介護予防通所介護の指定が得られる法人であること。

(2) 申請をすることができない法人

ア 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定により市の公の施設に係る指定管理者の指定を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過しない法人

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号のいずれかに該当する法人で、その事実があった後2年を経過していないもの（同項各号のいずれかに該当する者で、その事実があった後2年を経過していないものを代理人、支配人その他の使用人として使用する法人を含む。）

ウ 申請の日において、現に市の指名停止措置を受けている法人

エ 申請の日において、破産手続、再生手続又は更生手続が開始されている法人

5 募集要項等の交付

7(2)に掲げる場所で、秋田市の休日を定める条例（平成元年秋田市条例第32号）第1条第1項に規定する休日を除き、平成22年10月4日(月)から同月29日(金)までの午前8時30分から午後5時15分まで交付する。

6 説明会

(1) 日時および場所

募集要項に記載する日時および場所

(2) その他

説明会に参加希望の法人は、事前に9(4)に連絡すること。

7 申請の手続

(1) 提出期限

平成22年10月29日(金) 午後5時15分

(2) 提出場所

郵便番号010-8560 秋田市山王一丁目1番1号
 秋田市福祉保健部介護・高齢福祉課
 電話018-866-2095

(3) 指定管理者の指定を受けようとする法人は、申請書に次に掲げる書類を添えて提出すること。

- ア 公の施設の管理に関する事業計画書
- イ 公の施設の管理に関する収支予算書
- ウ 定款、規約又はこれらに類する書類
- エ 登記事項証明書
- オ 財務の状況を示す書類

カ その他市長が必要と認める書類

8 選定の方法および時期

- (1) 福祉保健部指定管理者選定委員会において、申請書類の審査およびヒアリングを実施の上、次に掲げる基準に照らし、最も適当と認める法人を指定管理者の候補者として選定する。
- ア 市民の平等な利用が確保されること。
- イ 施設の設置目的が効果的に達成されること。
- ウ 効率的な管理が行われること。
- エ 適正かつ確実な管理を行う能力を有すること。
- オ その他施設の設置の目的又は性質に応じ、市長が必要と認めて定める基準
- (2) 選定は平成22年11月に行い、その開催日時および選定結果については、書面により通知する。

9 その他

- (1) 指定管理者の候補者を、市議会の議決を経て、指定管理者として指定する。
- (2) 利用料金は、指定管理者が自己の収入として収受するものとする。
- (3) 詳細は、募集要項による。
- (4) 問い合わせ先
秋田市福祉保健部介護・高齢福祉課
電話018-866-2095

秋田市公告

秋田市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年秋田市条例第45号）第2条第1項の規定に基づき、秋田市が設置する公の施設の指定管理者を次のとおり公募するので、同条例第2条第3項の規定により公告する。

平成22年10月4日

秋田市長 穂 積 志

1 公の施設の概要

- (1) 名称
秋田市外旭川老人デイサービスセンター
- (2) 所在地
秋田市外旭川字鳥谷場136番地
- (3) 設置目的
在宅の虚弱老人等に対し、通所により各種のサービスを提供することによって、当該要援護老人等の生活の助長、社会的孤立感の解消、心身機能の維持向上等を図るとともに、その家族の身体的、精神的な負担の軽減を図り、もって老人福祉の増進に資することを目的とする。
- (4) 規模等
鉄筋コンクリート平屋建て、延床面積626.27平方メートル
- (5) 定員 37名
- (6) 主な施設設備
浴室、多目的ホールおよび事務室

2 指定管理者が行う管理の業務

- (1) デイサービスの提供に関する業務
- (2) 施設、附属設備等の維持管理に関する業務
- (3) その他市長が管理運営上必要と認める業務

3 指定の期間

平成23年4月1日から平成26年3月31日まで（予定）

4 申請に必要な資格等

- (1) 申請に必要な資格
ア 介護保険法（平成9年法律第123号）に定める指定居宅

サービス事業者として実績があり、市内に主たる事務所を有する法人であること。

イ 介護保険法第70条の規定に基づく指定居宅サービス事業者による通所介護の指定および同法第115条の2の規定に基づく指定介護予防サービス事業者による介護予防通所介護の指定が得られる法人であること。

(2) 申請をすることができない法人

ア 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定により市の公の施設に係る指定管理者の指定を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過しない法人

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号のいずれかに該当する法人で、その事実があった後2年を経過していないもの（同項各号のいずれかに該当する者で、その事実があった後2年を経過していないものを代理人、支配人その他の使用人として使用する法人を含む。）

ウ 申請の日において、現に市の指名停止措置を受けている法人

エ 申請の日において、破産手続、再生手続又は更生手続が開始されている法人

5 募集要項等の交付

7(2)に掲げる場所で、秋田市の休日を定める条例（平成元年秋田市条例第32号）第1条第1項に規定する休日を除き、平成22年10月4日(月)から同月29日(金)までの午前8時30分から午後5時15分まで交付する。

6 説明会

- (1) 日時および場所
募集要項に記載する日時および場所
- (2) その他
説明会に参加希望の法人は、事前に9(4)に連絡すること。

7 申請の手続

- (1) 提出期限
平成22年10月29日(金) 午後5時15分
- (2) 提出場所
郵便番号010-8560 秋田市山王一丁目1番1号
秋田市福祉保健部介護・高齢福祉課
電話018-866-2095
- (3) 指定管理者の指定を受けようとする法人は、申請書に次に掲げる書類を添えて提出すること。
- ア 公の施設の管理に関する事業計画書
- イ 公の施設の管理に関する収支予算書
- ウ 定款、規約又はこれらに類する書類
- エ 登記事項証明書
- オ 財務の状況を示す書類
- カ その他市長が必要と認める書類

8 選定の方法および時期

- (1) 福祉保健部指定管理者選定委員会において、申請書類の審査およびヒアリングを実施の上、次に掲げる基準に照らし、最も適当と認める法人を指定管理者の候補者として選定する。
- ア 市民の平等な利用が確保されること。
- イ 施設の設置目的が効果的に達成されること。
- ウ 効率的な管理が行われること。
- エ 適正かつ確実な管理を行う能力を有すること。
- オ その他施設の設置の目的又は性質に応じ、市長が必要と

認めて定める基準

- (2) 選定は平成22年11月に行い、その開催日時および選定結果については、書面により通知する。

9 その他

- (1) 指定管理者の候補者を、市議会の議決を経て、指定管理者として指定する。
- (2) 利用料金は、指定管理者が自己の収入として収受するものとする。
- (3) 詳細は、募集要項による。
- (4) 問い合わせ先
秋田市福祉保健部介護・高齢福祉課
電話018-866-2095

秋田市公告

秋田市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年秋田市条例第45号）第2条第1項の規定に基づき、秋田市が設置する公の施設の指定管理者を次のとおり公募するので、同条例第2条第3項の規定により公告する。

平成22年10月4日

秋田市長 穂 積 志

1 公の施設の概要

- (1) 名称
秋田市河辺老人デイサービスセンター
- (2) 所在地
秋田市河辺三内字外川原34番地2
- (3) 設置目的
在宅の虚弱老人等に対し、通所により各種のサービスを提供することによって、当該要援護老人等の生活の助長、社会的孤立感の解消、心身機能の維持向上等を図るとともに、その家族の身体的、精神的な負担の軽減を図り、もって老人福祉の増進に資することを目的とする。
- (4) 規模等
鉄筋コンクリート平屋建て、延床面積625平方メートル
- (5) 定員 30名
- (6) 主な施設設備
浴室、多目的ホールおよび事務室

2 指定管理者が行う管理の業務

- (1) デイサービスの提供に関する業務
- (2) 施設、附属設備等の維持管理に関する業務
- (3) その他市長が管理運営上必要と認める業務

3 指定の期間

平成23年4月1日から平成26年3月31日まで（予定）

4 申請に必要な資格等

- (1) 申請に必要な資格
- ア 介護保険法（平成9年法律第123号）に定める指定居宅サービス事業者として実績があり、市内に主たる事務所を有する法人であること。
- イ 介護保険法第70条の規定に基づく指定居宅サービス事業者による通所介護の指定および同法第115条の2の規定に基づく指定介護予防サービス事業者による介護予防通所介護の指定が得られる法人であること。
- (2) 申請をすることができない法人
- ア 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定により市の公の施設に係る指定管理者の指定を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過しない法

人

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号のいずれかに該当する法人で、その事実があった後2年を経過していないもの（同項各号のいずれかに該当する者で、その事実があった後2年を経過していないものを代理人、支配人その他の使用人として使用する法人を含む。）

ウ 申請の日において、現に市の指名停止措置を受けている法人

エ 申請の日において、破産手続、再生手続又は更生手続が開始されている法人

5 募集要項等の交付

7(2)に掲げる場所で、秋田市の休日を定める条例（平成元年秋田市条例第32号）第1条第1項に規定する休日を除き、平成22年10月4日(月)から同月29日(金)までの午前8時30分から午後5時15分まで交付する。

6 説明会

- (1) 日時および場所
募集要項に記載する日時および場所
- (2) その他
説明会に参加希望の法人は、事前に9(4)に連絡すること。

7 申請の手續

- (1) 提出期限
平成22年10月29日(金) 午後5時15分
- (2) 提出場所
郵便番号010-8560 秋田市山王一丁目1番1号
秋田市福祉保健部介護・高齢福祉課
電話018-866-2095
- (3) 指定管理者の指定を受けようとする法人は、申請書に次に掲げる書類を添えて提出すること。
- ア 公の施設の管理に関する事業計画書
- イ 公の施設の管理に関する収支予算書
- ウ 定款、規約又はこれらに類する書類
- エ 登記事項証明書
- オ 財務の状況を示す書類
- カ その他市長が必要と認める書類

8 選定の方法および時期

- (1) 福祉保健部指定管理者選定委員会において、申請書類の審査およびヒアリングを実施の上、次に掲げる基準に照らし、最も適当と認める法人を指定管理者の候補者として選定する。
- ア 市民の平等な利用が確保されること。
- イ 施設の設置目的が効果的に達成されること。
- ウ 効率的な管理が行われること。
- エ 適正かつ確実な管理を行う能力を有すること。
- オ その他施設の設置の目的又は性質に応じ、市長が必要と認めて定める基準

(2) 選定は平成22年11月に行い、その開催日時および選定結果については、書面により通知する。

9 その他

- (1) 指定管理者の候補者を、市議会の議決を経て、指定管理者として指定する。
- (2) 利用料金は、指定管理者が自己の収入として収受するものとする。
- (3) 詳細は、募集要項による。
- (4) 問い合わせ先

秋田市福祉保健部介護・高齢福祉課
電話018-866-2095

秋田市公告

秋田市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年秋田市条例第45号）第2条第1項の規定に基づき、秋田市が設置する公の施設の指定管理者を次のとおり公募するので、同条例第2条第3項の規定により公告する。

平成22年10月4日

秋田市長 穂 積 志

1 公の施設の概要

- (1) 名称
秋田市雄和ふれあいプラザ
- (2) 所在地
秋田市雄和妙法字上大部77番地1
- (3) 設置目的
高齢者の心身の健康を保持し、ふれあいを深めるとともに、高齢者およびその家族に対する相談、指導等の援助を行うことにより、高齢者の保健福祉の増進を図ることを目的とする。
- (4) 規模等
木造亜鉛メッキ鋼板葺平屋建て、延床面積297.30平方メートル
- (5) 主な施設設備
研修室、和室、相談室、調理実習室、浴室および事務室

2 指定管理者が行う管理の業務

- (1) 使用の許可、使用制限および停止ならびに使用の許可の取消しに関する業務
- (2) 施設、附属設備等の維持管理に関する業務
- (3) その他市長が管理運営上必要と認める業務

3 指定の期間

平成23年4月1日から平成28年3月31日まで（予定）

4 申請に必要な資格等

- (1) 申請に必要な資格
市内に主たる事務所を置き、市内で社会福祉施設を運営している社会福祉法人であること。
- (2) 申請をすることができない法人
ア 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定により市の公の施設に係る指定管理者の指定を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過しない法人
イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号のいずれかに該当する法人で、その事実があった後2年を経過していないもの（同項各号のいずれかに該当する者で、その事実があった後2年を経過していないものを代理人、支配人その他の使用人として使用する法人を含む。）
ウ 申請の日において、現に市の指名停止措置を受けている法人
エ 申請の日において、破産手続、再生手続又は更生手続が開始されている法人

5 募集要項等の交付

7(2)に掲げる場所で、秋田市の休日を定める条例（平成元年秋田市条例第32号）第1条第1項に規定する休日を除き、平成22年10月4日(月)から同月29日(金)までの午前8時30分から午後5時15分まで交付する。

6 説明会

- (1) 日時および場所
募集要項に記載する日時および場所
- (2) その他
説明会に参加希望の法人は、事前に9(4)に連絡すること。

7 申請の手続

- (1) 提出期限
平成22年10月29日(金) 午後5時15分
- (2) 提出場所
郵便番号010-8560 秋田市山王一丁目1番1号
秋田市福祉保健部介護・高齢福祉課
電話018-866-2095
- (3) 指定管理者の指定を受けようとする法人は、申請書に次に掲げる書類を添えて提出すること。
ア 公の施設の管理に関する事業計画書
イ 公の施設の管理に関する収支予算書
ウ 定款、規約又はこれらに類する書類
エ 登記事項証明書
オ 財務の状況を示す書類
カ その他市長が必要と認める書類

8 選定の方法および時期

- (1) 福祉保健部指定管理者選定委員会において、申請書類の審査およびヒアリングを実施の上、次に掲げる基準に照らし、最も適当と認める法人を指定管理者の候補者として選定する。
ア 市民の平等な利用が確保されること。
イ 施設の設置目的が効果的に達成されること。
ウ 効率的な管理が行われること。
エ 適正かつ確実な管理を行う能力を有すること。
オ その他施設の設置の目的又は性質に応じ、市長が必要と認めて定める基準
- (2) 選定は平成22年11月に行い、その開催日時および選定結果については、書面により通知する。

9 その他

- (1) 指定管理者の候補者を、市議会の議決を経て、指定管理者として指定する。
- (2) 管理に係る経費に充てるため、年度ごとに予算の範囲内で委託料を支払う。
- (3) 詳細は、募集要項による。
- (4) 問い合わせ先
秋田市福祉保健部介護・高齢福祉課
電話018-866-2095

秋田市公告

秋田市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年秋田市条例第45号。以下「条例」という。）第2条第1項および第2項の規定に基づき、市が設置する公の施設の指定管理者を次のとおり公募するので、条例第2条第3項の規定により公告する。

平成22年10月4日

秋田市長 穂 積 志

1 公の施設の（サンライフ秋田）の概要

- (1) 正式名称 秋田市中高齢労働者福祉センター
- (2) 所在地 秋田市八橋南一丁目8番7号
- (3) 設置目的 中高年齢労働者の福祉の増進を図ることを目的とする。

- (4) 規模等 構造 鉄筋コンクリート造一部鉄骨造 2階建て
敷地面積 4,471.66㎡
延床面積 2,822.37㎡
開設年月 昭和58年11月

各階概要

階層	室名	用途・概要等
1階	体育館	フロア面積 984.90㎡
	シャワー室	男女各一室
	トレーニング室	1室 96.90㎡
	浴室	男女各一室 サウナ室有り
	更衣室	男女各一室 ロッカー有り
	プール	25m×5m
	事務室	1室
2階	ジョギングコース	1周 120m
	講習室	1室 53.28㎡
	第1研修室	1室 95.35㎡
	第2研修室	1室 45.25㎡
	第1クラブ室	1室 20畳
	第2クラブ室	1室 22畳

- (5) 施設利用者数の実績（過去3年間）

平成19年度 139,450人
平成20年度 135,319人
平成21年度 141,941人

2 公の施設（西部体育館）の概要

- (1) 正式名称 秋田市勤労者体育センター
(2) 所在地 秋田市新屋島木町2番55号
(3) 設置目的 勤労者の福祉の増進を図ることを目的とする。
(4) 規模等 構造 鉄骨造平屋建て
敷地面積 2,025.88㎡
延床面積 996.56㎡
開設年月 昭和62年4月

各階概要

階層	室名	用途・概要等
1階	体育館	フロア面積 812.50㎡
	ミーティングルーム	1室 22.72㎡
	事務室	1室 15.27㎡
	更衣室	男女各一室

- (5) 施設利用者数の実績（過去3年間）

平成19年度 31,666人
平成20年度 30,208人
平成21年度 26,069人

3 指定管理者に行わせる管理の業務

（詳細は、「秋田市勤労者福祉施設管理業務仕様書」による。）

- (1) 利用の許可、利用の許可の取消し、利用の制限および利用の停止に関する業務
(2) 施設および附属設備等の維持管理に関する業務
(3) サンライフ秋田および西部体育館の利用を通じた勤労者福祉（勤労者の体力の増進、健康保持および教養の向上等）に関する業務
(4) (1)から(3)までのほか、市長がサンライフ秋田および西部体育館の管理運営上必要と認める業務

4 管理を行わせる期間（指定期間）

平成23年4月1日から平成26年3月31日まで（3年間）
ただし、管理を維持することが適当でないと認めるときは、期間の途中においても指定を取り消すことがある。

5 申請をする団体に必要な資格

- (1) 申請をする団体に必要な資格

ア 秋田市内に主たる事務所を有する法人その他の団体であること。
イ 当該施設と同等規模の体育館およびプールの管理を行った実績のある法人その他の団体であること。
ウ 体育館およびプールを使用し、施設の設置目的に沿った各種講座又は教室等の事業運営を行うことができる法人その他の団体であること。

- (2) 申請をすることができない団体

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号のいずれかに該当する団体で、その事実があった後2年を経過していないもの（同項各号のいずれかに該当する者で、その事実があった後2年を経過していないものを代理人、支配人その他の使用人として使用する団体を含む。）

イ 申請の日において、現に市の指名停止措置を受けている団体

エ 申請の日において、破産手続、再生手続又は更生手続が開始されている団体

6 申請の手続

- (1) 提出期限

指定管理者の指定を受けようとする法人等は、申請書に次に掲げる書類を添えて提出すること。

詳細は、「秋田市勤労者福祉施設指定管理者申請書類一覧」による。

ア 誓約書（様式2）

イ 指定の期間に係る秋田市勤労者福祉施設の管理運営業務に関する事業計画書および収支予算書（様式3）

ウ 定款および法人の登記事項証明書又はこれらに準ずる書類（申請書提出日現在のもの）

エ 平成20年度および平成21年度の事業活動の概要を記載した書類

オ 平成20年度および平成21年度の収支決算書又はこれに類する書類

カ 平成20年度および平成21年度の財産目録又はこれに類する書類

キ 平成20年度および平成21年度の貸借対照表又はこれに類する書類

ク 組織および運営に関する事項を記載した書類（申請書提出日現在のもの）

ケ 役員名簿および役員の履歴を記載した書類（申請書提出日現在のもの）

コ 固定資産税に係る納税証明書（平成21年度のもの）

サ 法人市民税および事業所税に係る納税証明書（直近のもの）

シ 法人の印鑑証明書（申請書提出日現在のもの）

ス 類似施設における勤務実績を記載した書類（実績がある場合のみ）

セ その他市長が必要と認める書類

- (2) 提出場所 010-8560 秋田市山王一丁目1番1号

秋田市商工部商工労働課雇用労働担当

電 話 018-866-2114
F A X 018-866-2431

- (3) 受付期間 平成22年10月4日(月)から平成22年10月29日(金)まで(土曜日、日曜日および祝日を除く。)
- (4) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで
- (5) 提出方法
郵送又は持参すること。郵送による場合は、締切日必着。提出期限後における申請書又は添付書類の変更および追加は認めない。
- (6) 提出部数
正本1部および副本13部を提出すること(副本は複写可)。市長が必要と認める場合は、申請書および添付書類の内容について説明や追加資料を求めることがある。
- (7) 質問事項の受付
募集要項の内容等に関する質問を次のとおり受け付ける。
ア 受付期間 平成22年10月18日(月)から平成22年10月25日(月)まで(土曜日、日曜日および祝日を除く。)
イ 受付方法 質問票(別紙様式4(省略))に記入の上、提出すること。F A Xおよび電子メールでの提出も可。F A Xにより提出する場合は、事前に秋田市商工部商工労働課に連絡した後、送信すること。
ウ 回答方法 随時回答することとし、質問者の団体名等を伏せて、申請者すべてにF A Xで回答する。

7 選定の方法、基準および時期

- (1) 秋田市商工部指定管理者選定委員会による選定
秋田市商工部指定管理者選定委員会において、申請者から事業計画等の説明を受け、別添「秋田市勤労者福祉施設指定管理者選定評価基準」(省略)に照らし、最も適当を認める団体を審査した上で、指定管理者の候補者および次点候補者を選定する。
- (2) 指定管理者選定評価基準
別紙「秋田市勤労者福祉施設指定管理者選定評価基準」(省略)を参照すること。
- (3) 選定期間および結果の通知
申請者による事業計画等の説明および選定は、平成22年11月上旬に行い、その結果は書面により通知する。
- (4) 選定結果の公表
秋田市のホームページに結果を掲載し公表する。

8 募集要項等の交付

- (1) 交付場所 秋田市商工部商工労働課
- (2) 交付期間 平成22年10月4日(月)から平成22年10月29日(金)まで(土曜日、日曜日および祝日を除く。)
- (3) 交付時間 午前8時30分から午後5時15分まで
郵送で交付を求める場合は、390円切手を貼った返信用封筒を同封すること。

9 現地説明会(開催予定)

- (1) 日 時 平成22年10月18日(月)
- (2) 場 所 秋田市八橋南一丁目8番7号
- (3) 申込方法 現地説明会への参加を希望する法人等は、電話、F A X又は電子メールで、秋田市商工部商工労働課に連絡すること。申込締切は、10月14日(木)午後5時15分。申込みの際、法人等の名称および参加希望者を知らせること。参加者数は、1団体3名以内とする。

10 その他

- (1) 指定管理者の候補者の選定に当たり、申請者に対して、申

- 請書および添付書類の内容についてヒアリングを実施する。
- (2) 秋田市勤労者福祉施設の利用料金は、条件で定める利用料金の上限額等を基準として指定管理者が定め、自己の収入として収受するものとする。
- (3) 指定管理者指定申請書を提出した後、申請を取り下げる場合は、辞退届(様式5)を提出すること。
- (4) その他詳細は、募集要項による。

11 問い合わせ先

秋田市商工部商工労働課雇用労働担当
電 話 018-866-2114
F A X 018-866-2431
メール ro-inpr@city.akita.akita.jp

秋田市公告

秋田市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成17年秋田市条例第45号。以下「条例」という。)第2条第1項および第2項の規定に基づき、市が設置する公の施設の指定管理者を次のとおり公募するので、条例第2条第3項の規定により公告する。

平成22年10月4日

秋田市長 穂 積 志

1 公の施設の概要

- (1) 正式名称 秋田市職員訓練センター(以下「センター」という。)
- (2) 所在地 秋田市寺内字三千刈321番地の1
- (3) 設置目的 労働者の職業訓練と地位の向上を図ることを目的とする。
- (4) 規模等 構造 鉄骨造2階建て
敷地面積 820.18㎡(借地)
延床面積 636.00㎡
開設年月 昭和56年12月

各階概要

階層	室名	用途・概要等	
1階	教室1	1室	教室1と教室2との仕切りを取り外すことが可能であり、1室として利用可能(45.30㎡)
	教室2	1室	
	実習室1	1室	66.00㎡
	工具室	1室	8.00㎡
	事務室	1室	
2階	教室3	1室	39.00㎡
	教室4	1室	30.90㎡
	教室5	1周	30.90㎡
	実習室2	1室	80.70㎡
	会議室	1室	78.30㎡

(5) 施設利用者数の実績(過去3年間)

平成19年度 483人
平成20年度 765人
平成21年度 550人

2 指定管理者に行わせる管理の業務

(詳細は、「秋田市職業訓練センター管理業務仕様書」による。)

- (1) 職業訓練に関する業務

- (2) 使用の許可、使用の許可の取消し、使用の制限および使用の停止に関する業務
- (3) 施設および設備の維持管理に関する業務
- (4) (1)から(3)までのほか、市長がセンターの管理運営上必要と認める業務
- 3 管理を行わせる期間（指定期間）
平成23年4月1日から平成26年3月31日まで（3年間）
ただし、管理を維持することが適当でないと認めるときは、期間の途中においても指定を取り消すことがある。
- 4 申請をする団体に必要な資格
- (1) 申請をする団体に必要な資格
- ア 秋田市内に主たる事務所を有する法人であること。
- イ 職業能力開発促進法第24条に規定する秋田県知事の認定を受けた職業訓練を実施することができる法人であること。
- ウ 職業能力開発促進法第31条に規定する職業訓練法人であること。
- (2) 申請をすることができない団体
- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号のいずれかに該当する団体で、その事実があった後2年を経過していないもの（同項各号のいずれかに該当する者で、その事実があった後2年を経過していないものを代理人、支配人その他の使用人として使用する団体を含む。）
- イ 申請の日において、現に市の指名停止措置を受けている団体
- ウ 申請の日において、破産手続、再生手続又は更生手続が開始されている団体
- 5 申請の手続
- (1) 提出期限
指定管理者の指定を受けようとする法人等は、申請書に次に掲げる書類を添えて提出すること。
詳細は、「秋田市職業訓練センター指定管理者申請書類一覧」による。
- ア 誓約書（様式2）
- イ 指定の期間に係る秋田市職業訓練センターの管理運営業務に関する事業計画書および収支予算書（様式3）
- ウ 定款および法人の登記事項証明書又はこれらに準ずる書類（申請書提出日現在のもの）
- エ 平成20年度および平成21年度の事業活動の概要を記載した書類
- オ 平成20年度および平成21年度の収支決算書又はこれに類する書類
- カ 平成20年度および平成21年度の財産目録又はこれに類する書類
- キ 平成20年度および平成21年度の貸借対照表又はこれに類する書類
- ク 組織および運営に関する事項を記載した書類（申請書提出日現在のもの）
- ケ 役員名簿および役員の履歴を記載した書類（申請書提出日現在のもの）
- コ 固定資産税に係る納税証明書（平成21年度のもの）
- サ 法人市民税および事業所税に係る納税証明書（直近のもの）
- シ 法人の印鑑証明書（申請書提出日現在のもの）
- ス 類似施設における勤務実績を記載した書類（実績がある

場合のみ）

セ その他市長が必要と認める書類

- (2) 提出場所 010-8560 秋田市山王一丁目1番1号
秋田市商工部商工労働課雇用労働担当
電 話 018-866-2114
F A X 018-866-2431
- (3) 受付期間 平成22年10月4日(月)から平成22年10月29日(金)まで（土曜日、日曜日および祝日を除く。）
- (4) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで
- (5) 提出方法
郵送又は持参すること。郵送による場合は、締切日必着。提出期限後における申請書又は添付書類の変更および追加は認めない。
- (6) 提出部数
正本1部および副本13部を提出すること（副本は複写可）。市長が必要と認める場合は、申請書および添付書類の内容について説明や追加資料を求めることがある。
- (7) 質問事項の受付
募集要項の内容等に関する質問を次のとおり受け付ける。
- ア 受付期間 平成22年10月18日(月)から平成22年10月25日(月)まで（土曜日、日曜日および祝日を除く。）
- イ 受付方法 質問票（別紙様式4（省略））に記入の上、提出すること。F A Xおよび電子メールでの提出も可。F A Xにより提出する場合は、事前に秋田市商工部商工労働課に連絡した後、送信すること。
- ウ 回答方法 随時回答することとし、質問者の団体名等を伏せて、申請者すべてにF A Xで回答する。
- 6 選定の方法、基準および時期
- (1) 秋田市商工部指定管理者選定委員会による選定
秋田市商工部指定管理者選定委員会において、申請者から事業計画等の説明を受け、別添「秋田市職業訓練センター指定管理者選定評価基準」（省略）に照らし、最も適当を認める団体を審査した上で、指定管理者の候補者および次点候補者を選定する。
- (2) 指定管理者選定評価基準
別紙「秋田市職業訓練センター指定管理者選定評価基準」（省略）を参照すること。
- (3) 選定時期および結果の通知
申請者による事業計画等の説明および選定は、平成22年11月上旬に行い、その結果は書面により通知する。
- (4) 選定結果の公表
秋田市のホームページに結果を掲載し公表する。
- 7 募集要項の交付
- (1) 交付場所 秋田市商工部商工労働課
- (2) 交付期間 平成22年10月4日(月)から平成22年10月29日(金)まで（土曜日、日曜日および祝日を除く。）
- (3) 交付時間 午前8時30分から午後5時15分まで
郵送で交付を求める場合は、390円切手を貼った返信用封筒を同封すること。
- 8 現地説明会（開催予定）
- (1) 日 時 平成22年10月18日(月)
- (2) 場 所 秋田市寺内字三千刈321番地の1
- (3) 申込方法 現地説明会への参加を希望する法人等は、電話、F A X又は電子メールで、秋田市商工部商工労働課に連絡すること。申込締切は、10月14日(木)午後5時15分。申込みの際、

法人等の名称および参加希望者を知らせること。参加者数は、1団体3名以内とする。

9 その他

- (1) 指定管理者の候補者の選定に当たり、申請者に対して、申請書および添付書類の内容についてヒアリングを実施する。
- (2) 指定管理者指定申請書を提出した後、申請を取り下げる場合は、辞退届(様式5)を提出すること。
- (3) その他詳細は、募集要項による。

10 問い合わせ先

秋田市商工部商工労働課雇用労働担当
 電 話 018-866-2114
 F A X 018-866-2431
 メール ro-inpr@city.akita.akita.jp

秋田市公告

秋田市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成17年秋田市条例第45号。以下「条例」という。)第2条第1項および第2項の規定に基づき、市が設置する公の施設の指定管理者を次のとおり公募するので、条例第2条第3項の規定により公告する。

平成22年10月4日

秋田市長 穂 積 志

1 公の施設の概要

- (1) 名 称 秋田市雄和観光花き栽培園(以下「栽培園」という。)
- (2) 所 在 地 秋田県秋田市雄和妙法字糠塚1番地1
- (3) 条例上の設置目的 特色ある花きを栽培し、鑑賞の用に供することにより、本市の観光の振興に資する。
- (4) 開 設 年 昭和62年
- (5) 敷地面積 13,400平方メートル
- (6) 主な施設内容 ダリア園
- (7) 入園者数の実績(過去3年間)
 平成19年度 13,862人
 平成20年度 9,423人
 平成21年度 10,886人

2 指定管理者に行わせる管理の業務

詳細は、「秋田市雄和観光花き栽培園の管理業務仕様書」による。

- (1) 栽培園における花きの栽培に関する業務
- (2) 栽培園への入園の拒否および栽培園からの退園の命令に関する業務
- (3) 栽培園の施設、附属設備等の維持管理に関する業務
- (4) (1)から(3)までのほか、市長が栽培園の管理運営上必要と認める業務

3 管理を行わせる期間(指定期間)

平成23年4月1日から平成28年3月31日まで(5年間)
 ただし、管理を維持することが適当でないとき、期間の途中においても指定を取り消すことがある。

4 申請をする団体に必要な資格等

- (1) 申請をする団体に必要な資格
 ア 市内に主たる事務所を有する法人その他の団体(以下「法人等」という。)であること。
 イ 国内外におけるコンクール等で入賞実績があるなど、一定程度のダリア栽培技術を有していること。
- (2) 申請をすることができない団体

ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項各号のいずれかに該当する法人等でその事実があった後2年を経過していない者(同項各号のいずれかに該当する者でその事実があった後2年を経過していないものを代理人、支配人その他の使用人として使用する法人等を含む。)

イ 申請の日において、現に市の指名停止措置を受けている法人等

ウ 申請の日において、破産手続、再生手続又は更生手続が開始されている法人等

5 申請の手続

(1) 提出期限

指定管理者の指定を受けようとする法人等は、申請書に次に掲げる書類を添えて提出すること。

詳細は、「秋田市雄和観光花き栽培園指定管理者申請書類一覧(別紙①(省略))」による。

ア 誓約書(様式2)

イ 指定の期間に係る栽培園の管理運営業務に関する事業計画書および収支予算書(様式3)

ウ 定款および法人の登記事項証明書又はこれらに準ずる書類(申請書提出日現在のもの)

エ 平成20年度および平成21年度の事業活動の概要を記載した書類

オ 平成20年度および平成21年度の収支決算書又はこれに類する書類

カ 平成20年度および平成21年度の財産目録又はこれに類する書類

キ 平成20年度および平成21年度の貸借対照表又はこれに類する書類

ク 組織および運営に関する事項を記載した書類(申請書提出日現在のもの)

ケ 役員名簿および役員の履歴を記載した書類(申請書提出日現在のもの)

コ 固定資産税に係る納税証明書(平成21年度のもの)

サ 法人市民税および事業所税に係る納税証明書(直近のもの)

シ 法人の印鑑証明書(申請書提出日現在のもの)

ス 類似施設における業務実績を記載した書類(実績がある場合のみ)

セ その他市長が必要と認める書類

(2) 提出場所 010-8560 秋田市山王一丁目1番1号

秋田市商工部観光物産課施設担当

電 話 018-866-8942

F A X 018-866-2425

メール ro-incm@city.akita.akita.jp

(3) 受付期間 平成22年10月4日(月)から平成22年10月29日(金)まで(土曜日、日曜日および祝日を除く。)

(4) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで

(5) 提出方法

郵送又は持参すること。郵送による場合は、締切日必着。提出期限後における申請書又は添付書類の変更および追加は認めない。

(6) 提出部数

正本1部および副本13部を提出すること(副本は複写可)。市長が必要と認める場合は、申請書および添付書類の内容

について説明や追加資料を求めることがある。

(7) 質問事項の受付

募集要項の内容等に関する質問を次のとおり受け付ける。

ア 受付期間 平成22年10月18日(月)から平成22年10月25日(月)まで(土曜日、日曜日および祝日を除く。)

イ 受付方法 質問票(別紙様式4(省略))に記入の上、提出すること。FAXおよび電子メールでの提出も可。
FAXにより提出する場合は、事前に秋田市商工部観光物産課に連絡した後、送信すること。

ウ 回答方法 随時回答することとし、質問者の団体名等を伏せて、申請者すべてにFAXで回答する。

6 選定の方法、基準および時期

(1) 秋田市商工部指定管理者選定委員会による選定

秋田市商工部指定管理者選定委員会において、申請者から事業計画等の説明を受け、別添「秋田市雄和観光花き栽培園指定管理者選定評価基準」(省略)に照らし、最も適当を認める団体を審査した上で、指定管理者の候補者および次点候補者を選定する。

(2) 秋田市雄和観光花き栽培園の指定管理者選定評価基準

別紙「秋田市雄和観光花き栽培園指定管理者選定評価基準」(省略)を参照すること。

(3) 選定期間および結果の通知

申請者による事業計画等の説明および選定は、平成22年11月上旬に行い、その結果は書面により通知する。

(4) 選定結果の公表

秋田市のホームページに結果を掲載し公表する。

7 募集要項等の交付

(1) 交付場所 秋田市商工部商工労働課

(2) 交付期間 平成22年10月4日(月)から平成22年10月29日(金)まで(土曜日、日曜日および祝日を除く。)

(3) 交付時間 午前8時30分から午後5時15分まで
郵送で交付を求める場合は、390円切手を貼った返信用封筒を同封すること。

8 現地説明会

(1) 日 時 平成22年10月18日(月) 午前10時

(2) 場 所 秋田市雄和妙法字糠塚1番地1

(3) 申込方法 現地説明会への参加を希望する法人等は、電話、FAX又は電子メールで、秋田市商工部観光物産課に連絡すること。申込締切は、10月14日(木)午後5時15分。申込みの際、法人等の名称および参加希望者を知らせること。参加者数は、1団体3名以内とする。

9 その他

(1) 指定管理者の候補者の選定に当たり、申請者に対して、申請書および添付書類の内容についてヒアリングを実施する。

(2) 栽培園の利用料金は、条例で定める利用料金の上限額等を基準として指定管理者が定め、自己の収入として収受するものとする。

(3) 指定管理者指定申請書を提出した後、申請を取り下げる場合は、辞退届(様式5)を提出すること。

(4) その他詳細は、募集要項による。

10 問い合わせ先

秋田市商工部観光物産課施設担当

電 話 018-866-8942

F A X 018-866-2425

メール ro-incm@city.akita.akita.jp

秋田市公告

地方税法(昭和25年法律第226号)がその例とする国税徴収法(昭和34年法律第147条)第95条および第99条の規定に基づき、差押財産を公売することを公告する。

平成22年10月12日

秋田市長 穂 積 志

1 公売財産の内容

- (1) 公 売 財 産 別紙「公売財産の表示」(省略)のとおり
- (2) 公売保証金 別紙「公売財産の表示」(省略)のとおり
- (3) 見 積 価 額 別紙「公売財産の表示」(省略)のとおり

2 公売日時

(1) 参加申込期間

平成22年10月15日(金)午後1時から平成22年10月27日(木)午後11時まで

(2) 入札

平成22年11月2日(火)午後1時から平成22年11月4日(木)午後11時まで

(3) 開札

平成22年11月5日(金) 午前10時

3 公売場所

ヤフー株式会社が提供する官公庁オークション上のホームページ (<http://koubai.auctions.yahoo.co.jp>)

4 公売方法

ヤフー株式会社が提供する官公庁オークションからの入札

5 売却決定日時

平成22年11月8日(月) 午前10時

6 売却決定場所

秋田市山王一丁目1番1号 秋田市財政部納税課

7 買受代金納付期限

平成22年11月16日(火) 午後2時30分

8 買受人についての資格その他の要件

地方税法がその例とする国税徴収法第92条および第108条の規定に該当する者は、買受人として参加する資格がない。

9 公売財産上の質権者、抵当権者等の権利の内容の申出

公売財産上に質権、抵当権、先取特権、留置権その他公売財産の売却代金から配当を受けることができる権利を有する者は、売却決定の日の前日までにその内容を申し出ること。

10 権利移転の時期

買受代金の全額を納付したとき。

11 危険負担移転の時期

買受代金の全額を納付したとき。

12 消費税の取扱い

落札価額に消費税相当額を含む(平成20年6月6日の国税徴収法基本通達一部改正による。)

13 その他

- (1) 滞納金額の完納等により、公売を中止することがある。
- (2) 買受代金を買受代金納付期限までに納付しないときは、売却決定を取り消すものとする。
- (3) いかなる理由があっても、引渡し財産の返品はできない。
- (4) 置石については、直接引取りが可能であること。
- (5) 秋田市は瑕疵担保責任を負わない。

秋田市公告

市有財産の売払いについて、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1

項の規定に基づき、公告する。

平成22年10月14日

秋田市長 穂 積 志

1 売払物件の表示

	所在地	地目	地積	最低落札価格
1	秋田市雄和妙法字 糠塚43番3	宅地	275.51㎡	2,534,692円
2	秋田市雄和妙法字 糠塚43番13	宅地	275.48㎡	2,534,416円
3	秋田市雄和妙法字 糠塚43番20	宅地	275.89㎡	2,565,777円
4	秋田市雄和妙法字 糠塚43番21	宅地	333.92㎡	3,239,024円
5	秋田市河辺三内字 野崎35番25	宅地	452.48㎡	4,751,040円
6	秋田市河辺三内字 野崎35番26	宅地	452.48㎡	4,751,040円

2 契約条項を示す場所および入札参加申込の場所ならびに期間

- (1) 場所 ヤファー株式会社の提供する公有財産売却システム（以下「公有財産売却システム」という。）による。
- (2) 期間 平成22年10月28日(木)午後1時から同年11月17日(水)午後2時まで

3 入札執行の場所および期間

- (1) 場所 公有財産売却システムによる。
- (2) 期間 平成22年11月30日(火)午後1時から同年12月7日(火)午後1時まで

4 開札日時

- (1) 場所 公有財産売却システムによる。
- (2) 日時 平成22年12月7日(火)午後1時

5 入札の方法

公有財産売却システムにより入札価格を登録する。
なお、この登録は一回に限り行うことができる。

6 現地説明を行う場所および日時

- (1) 秋田市雄和妙法字糠塚43番3
日時 随時
- (2) 秋田市雄和妙法字糠塚43番13
日時 随時
- (3) 秋田市雄和妙法字糠塚43番20
日時 随時
- (4) 秋田市雄和妙法字糠塚43番21
日時 随時
- (5) 秋田市河辺三内字野崎35番25
日時 随時
- (6) 秋田市河辺三内字野崎35番26
日時 随時

7 入札参加者の資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項に規定する一般競争入札に参加させることができない者又は同条第2項各号に掲げる者のいずれにも該当しない個人もしくは法人であること。
- (2) 日本語を完全に理解できる者
- (3) インターネット公有財産売却システムで公開する秋田市インターネット公有財産売却ガイドラインおよびヤファーオークションに関連する規約・ガイドラインを承諾・遵守する者
- (4) 公有財産の買受について一定資格その他の条件を必要とする

る場合で、これらの資格を有する者

- (5) 第2項により、あらかじめ一般競争入札への申込みをした者であること。
- 8 一般競争入札の参加申込み等に関する事項
 - (1) 仮申込み
一般競争入札に参加しようとする者は、公有財産売却システムにより参加の仮申込みの手続を行うこと。
 - (2) 申込手続
一般競争入札の参加申込手続は、前号により参加の仮申込手続を完了した後、第2項で掲げた期日までに所定の申込書により秋田市財政部管財課に一般競争入札への参加を申込みものとする。
なお、申込みに当たっては、入札保証金を納付しなければならない。
- 9 入札保証金に関する事項
 - (1) 最低落札価格の100分の10以上に相当する金額を、第3項第2号にある入札期間までに指定された方法により納付すること。
 - (2) 落札者が指定期日までに契約を締結しないときは、落札は無効とし、入札保証金は市に帰属する。
 - (3) 落札者の納付した入札保証金は、契約保証金に充当するものとする。
 - (4) 入札保証金は落札者のものを除き、入札期間終了後還付するものとする。
- 10 入札無効に関する事項
入札の参加に必要な資格のない者のした入札およびガイドラインに記載した事項に違反した入札は、無効とする。
- 11 契約に関する事項
落札者は、平成22年12月13日(月)までに契約締結しなければならない。
- 12 売払代金の納入
契約を締結した者は、平成23年1月4日(火)までに、当該契約に係る売払代金を納付しなければならない。
- 13 落札者の決定の方法
第3項第2号にある入札期間終了後、秋田市は開札を行い、公有財産売却システムによる入札において、入札価格が最低落札価格以上で、かつ、最高価格である入札者を落札者として決定する。ただし、入札価格が最高価格である入札者が複数ある場合は、くじで落札者を決定する。

秋田市公告

子どものための遊びと学びの情報誌「プレスタ」第34号への広告掲載者を入札により決定するので、次のとおり入札参加希望者を公募する。

平成22年10月15日

秋田市長 穂 積 志

1 入札に付する事項

- (1) 入札名 プレスタ第34号広告掲載者選定に係る入札
- (2) 広告媒体 子どものための遊びと学びの情報誌「プレスタ」第34号
- (3) 予定価格（税抜き価格） 最低落札価格 14,286円
- (4) 入札参加要件
 - ア 秋田市内に本社、支店もしくは営業所を有する者又は秋田市内に個人で事業所を有する者であること。
 - イ 租税に滞納がないこと。

ウ 地方自治法施行令第167条の4第1項および第2項各号の規定による制限を受ける者ではないこと。

エ 秋田市広告掲載基準（以下「掲載基準」という。）第5条の規定による制限を受ける者でないこと。

2 掲載する広告に関する事項

(1) 規格等 掲載寸法は、日本工業規格A列4番の1/4とし、掲載紙面は、プレスタ第34号（A4版、4ページ、紙質：マットコート70kg）の最終ページの右下部とする。

(2) 色 1色刷り（赤）

(3) 発行部数 16,000部

(4) 配布対象 市内全小学校（46校）に在籍する児童の全世帯および市内全中学校（26校）、図書館、公民館等

(5) 広告掲載期間 平成22年度市立小、中学校冬季休業（平成22年12月26日から）直前から平成23年度夏季休業（平成23年7月24日から）直前まで

(6) 広告の内容等

ア 掲載できない広告は、秋田市広告掲載要綱第4条第1項および掲載基準第6条に規定するとおりとする。

イ 広告枠内に「広告」と表示すること。

3 入札に関する事項

(1) 日 時 平成22年11月16日(火) 午前11時

(2) 場 所 秋田市山王二丁目1番53号 山王21ビル4階
秋田市教育委員会「教育委員会室」

(3) 落札者の決定

落札者は、予定価格（最低落札価格）以上の金額で、最高の金額をもって入札した者とする。

(4) 契約日 平成22年11月18日(木)（予定）

(5) 契約金額（広告料）の支払

広告料は、平成22年11月30日(火)までに、市が指定する金融機関に振り込むものとする。

(6) 注意事項

ア 秋田市財務規則および入札心得を遵守のうえ、入札に参加すること。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるか否かを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

4 入札参加申込みに関する事項

(1) 入札参加希望者は、平成22年11月9日(火)午後5時までに、次に掲げる書類（以下「申込書等」という。）を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。

ア 入札参加申込書（様式1）

イ 営業経歴書（様式2）

ウ 掲載を希望する原寸大の広告原稿

エ 納税証明書（写し可）

(ア) 消費税（税務署で、「未納税額のない証明用」の発行を受けること。）

(イ) 秋田市に納めた法人市民税（個人事業主は、個人市民税）

(ウ) 秋田市に納めた固定資産税

※ 消費税・法人市民税は、直近の営業年度のもの。納税証明書に代わって、各納付書の写しあるいは固定資産税

および個人市民税を口座振替により納付している場合は、納税課で交付する「市税口座振替済のお知らせ」の提出でも可

オ 登記簿謄本又は個人営業の者は住民票（写し可）

(2) 申込書等の提出

申込書等は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

(3) 申込書等の受付

申込書等は、次のとおり受け付ける。

ア 受付期間 平成22年10月27日(水)から平成22年11月9日(火)までの平日午前9時から午後5時まで

イ 受付場所 秋田市教育委員会生涯学習室

ウ 申込用紙 秋田市教育委員会生涯学習室又は秋田市ホームページから入手すること。

5 指名に関する事項

(1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格等を満たしている者に指名通知する。

(2) 提出された申込書等の審査結果等により、指名されない場合がある。その者には選定結果通知により、その旨を通知する。

(3) 指名通知および選定結果通知については、平成22年11月12日(金)に行く。

6 入札保証金および契約保証金 免除

7 その他

(1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。

(2) 提出された申込書等は、返却しない。

(3) 申込書等の提出に関する問い合わせ先
秋田市教育委員会生涯学習室企画振興担当
電話 018-826-9047
E-mail ro-edlf@city.akita.akita.jp

秋田市公告

予防接種法（昭和23年法律第68号）第3条第1項の規定に基づき行うジフテリア、百日せき、麻しん、風しん、日本脳炎、破傷風および結核の予防接種について、同法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成22年10月22日

秋田市長 穂 積 志

予防接種を行う医師の氏名および予防接種を行う主たる場所

接種医師名	予防接種を行う主たる場所
伊 藤 忠 彦 木 下 さやか 藤 井 義 之	秋田組合総合病院 秋田市飯島西袋一丁目1番1号
田 村 千 夏	秋田市赤十字病院 秋田市上北手猿田字苗代沢222番地の1

秋田市公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により、平成22年5月20日付け秋田市指令第2233号で許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定に基づき、公告する。

平成22年10月25日

秋田市長 穂 積 志

1 開発許可を受けた者の住所および氏名

由利本荘市矢島町七日町字曲り瀬158番地1
 山科建設株式会社
 代表取締役 小 川 邦 則

2 開発区域に含まれる地域の名称
 秋田市泉馬場189番2、218番2、248番、249番および749番2

秋田市公告

地籍調査作業規程準則（昭和32年総理府令第71号）第3条第1項第4号の規定に基づき、平成21年度に地籍調査を行った区域の土地について、地図および簿冊を作成したので、国土調査法（昭和26年法律第180号）第17条第1項の規定に基づき、次のとおり公告し、公衆の閲覧に供する。

平成22年10月27日

秋田市長 穂 積 志

- 1 調査を行った区域 秋田市雄和平尾鳥字広面の一部
- 2 地図および簿冊の名称 地籍図原図・地籍簿（案）
- 3 閲覧期間 平成22年10月28日から同年11月16日までの土曜日、日曜日および国民の祝日を除く毎日。ただし、出張閲覧は11月7日(日)に行うこととする。

1 入札に付する事項

(1) 入札に付する委託業務は、次のとおりである。

委託番号・委託名	履行場所	履行期限	入札参加要件
第125号 秋田市公共下水道事業基本計画策定業務委託	秋田市下浜羽川地内	平成23年2月28日	次の①から③までの要件をすべて満たしていること。 ① 秋田市内に本社を有していること、又は秋田市内に本市と契約を締結できる営業所等を有していること。 ② 秋田市財政部契約課に土木関係建設コンサルタント業務下水道部門で登録されていること。 ③ 公共下水道の管渠設計および公共下水道の事業計画認可業務の実績があること。 （基本的要件については、別に記載）

(2) 上記業務に係る基本的な入札参加要件

- ア 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- イ 本市の入札参加資格の停止および指名停止期間中でないこと。
- ウ 銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が不健全であると認められる者でないこと。
- エ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- オ 技術士（上下水道部門、選択科目は下水道分野）の資格を有する者を管理技術者および照査技術者として、それぞれ配置できること。ただし、管理技術者と照査技術者は兼ねることができない。

2 入札に関する事項

入札の日時 平成22年10月19日(火) 午前10時30分
 入札の場所 秋田市川尻みよし町14番8号
 秋田市上下水道局 別館二階 会議室（庁舎裏）
 入札保証金 免除
 契約予定日 平成22年10月21日(木)

- 4 閲覧時間（出張閲覧を除く。） 午前9時から午後4時30分まで
- 5 閲覧場所 雄和市民センター1階 B会議室
- 6 出張閲覧場所 秋田市雄和平尾鳥字善知鳥 善知鳥会館
11月7日(日) 午前9時から正午まで
- 7 誤り等訂正の申出 閲覧の結果、誤り等があると認められた場合は、閲覧期間内に秋田市長に対して、誤り等訂正申出書に記入押印の上、訂正の申出をすることができる。
 なお、誤り等訂正申出書は、請求があれば閲覧場所で交付する。
- 8 地図は、平成21年11月測量、簿冊は、平成22年10月1日現在の状況により調査して作成されたものである。

上下水道局公告

秋田市上下水道局公告

次のとおり入札を執行するので、入札参加希望者を公募する。

平成22年10月1日

秋田市上下水道事業管理者 内 山 真 次

- 注 意 事 項
- (1) 秋田市上下水道局財務規程および入札心得を遵守のうえ、入札に参加すること。
 - (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 - (3) 開札の結果、落札者がいないときは、再度の入札を1回に限り行う。
 - (4) 落札者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定する。

3 入札参加申込みに関する事項

- (1) 入札に参加を希望する者は、平成22年10月12日(火)までに、次に掲げる書類（以下「申込書等」という。）を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。
 ア 公募型指名競争入札参加申込書（別記様式1（省略））
 イ 実績調査（別記様式2（省略））および契約書等の写し

- ウ 配置予定技術者の資格・工事経歴（別記様式3（様式中「工事」を「業務」と読み替える（省略）。資格者証の写しを添付の上、管理技術者と照査技術者それぞれについて提出すること。))
- (2) 申込書等の提出
申込書等は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。
- (3) 申込書等の受付
申込書等は、次のとおり受け付ける。
ア 受付期間 平成22年10月1日(金)から平成22年10月12日(火)までの土曜日、日曜日および祝日を除く毎日、午前9時から午後5時まで
イ 受付場所 秋田市上下水道局総務課管財係
ウ 申請用紙 秋田市上下水道局ホームページから入手すること。
上下水道局ホームページ
<http://www.city.akita.akita.jp/city/ws>
- 4 指名に関する事項
 - (1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に指名通知するものとする。
 - (2) 提出された申込書等の審査の結果等により、指名されない場合がある。その者には選定結果通知により、その旨を通知

1 入札に付する事項

- (1) 入札に付する修繕は、次のとおりである。

修繕番号	修 繕 名	修 繕 場 所	履行期限	入 札 参 加 要 件
第31号	水管橋塗装修繕	卸町二丁目地先他	平成23年2月28日	次の①および②の要件を満たしていること。 ① 一般塗装工事A級 ② 塗装技能士（鋼橋塗装作業）の資格者を配置できること。 （基本的要件については、別に記載）

- (2) 上記業務に係る基本的な入札参加要件
 - ア 前項の入札参加要件で、「一般塗装工事A級」とあるのは、秋田市内に本社を有する業者で、秋田市財政部契約課に入札参加資格審査申請書を提出し、秋田市財政部契約課から一般塗装工事のA級に等級格付されている者をいう。
 - イ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - ウ 銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が不健全であると認められる者でないこと。
 - エ 建設業法による営業停止期間中でないこと。
 - オ 本市の入札参加資格の停止および指名停止期間中でないこと。
 - カ 資格を有する者を主任技術者として本業務に配置できること（「塗装技能士（鋼橋塗装作業）」と兼務可
 - キ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

2 入札に関する事項

入札の日時 平成22年10月19日(火) 午前10時
入札の場所 秋田市川尻みよし町14番8号

- する。
- (3) 指名通知および選定結果通知については、平成22年10月15日(金)に通知する。
- 5 設計書および特記仕様書の閲覧に関する事項
 - (1) 閲覧期間は、平成22年10月1日(金)から平成22年10月18日(月)までの土曜日、日曜日および祝日を除く毎日、午前9時から午後5時までとする。
 - (2) 閲覧・貸出し場所 秋田市上下水道局総務課管財係
 - (3) 設計書および仕様書等は、上下水道局ホームページにも掲載
- 6 その他
 - (1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
 - (2) 提出された申込書等は、返却しない。
 - (3) 申込書等の提出に関する問い合わせ先
秋田市上下水道局総務課管財係
電話 018-823-8434

秋田市上下水道局公告

次のとおり入札を執行するので、入札参加希望者を公募する。
平成22年10月1日
秋田市上下水道事業管理者 内 山 真 次

- 秋田市上下水道局 別館二階 会議室（庁舎裏）
- 入札保証金 免除
- 契約予定日 平成22年10月21日(木)
- 注 意 事 項
 - (1) 秋田市上下水道局財務規程および入札心得を遵守のうえ、入札に参加すること。
 - (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 - (3) 開札の結果、落札者がいないときは、再度の入札を1回に限り行う。
 - (4) 落札者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定する。

3 入札参加申込みに関する事項

- (1) 入札に参加を希望する者は、平成22年10月12日(火)までに、次に掲げる書類（以下「申込書」という。）を提出し、入札

参加資格の審査を受けなければならない。

ア 公募型指名競争入札参加申込書（別記様式1（省略））

イ 配置予定技術者の資格・工事経歴（別記様式2（省略））および資格者証の写し

(2) 申込書の提出
申込書は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

(3) 申込書の受付
申込書は、次のとおり受け付ける。

ア 受付期間 平成22年10月1日(金)から平成22年10月12日(火)までの土曜日、日曜日および祝日を除く毎日、午前9時から午後5時まで

イ 受付場所 秋田市上下水道局総務課管財係

ウ 申請用紙 秋田市上下水道局ホームページから入手すること。

上下水道局ホームページ
<http://www.city.akita.akita.jp/city/ws>

4 指名に関する事項

- (1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に指名通知するものとする。
- (2) 提出された申込書の審査の結果等により、指名されない場合がある。その者には選定結果通知により、その旨を通知す

1 入札に付する事項

- (1) 入札に付する修繕は、次のとおりである。

修繕番号・修繕名	修繕場所	履行期限	入札参加要件
第33号 仁別浄化センター直流電源装置ほか改修	仁別浄化センター (秋田市仁別字小水沢)	平成23年3月25日	次の①および②の要件を満たしていること。 ① 電気工事A級又はB級 ② 容量30Ah（1時間率）以上の直流電源装置について、蓄電池交換の元請実績があること。 (基本的要件については、別に記載)

- (2) 上記修繕に係る基本的な入札参加要件

ア 前項の入札参加要件で、「電気工事A級又はB級」とあるのは、秋田市内に本社を有す業者で、秋田市財政部契約課に入札参加資格審査申請書を提出し、秋田市財政部契約課から電気工事のA級又はB級に等級格付されている者という。

イ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

ウ 建設業法による営業停止期間中でないこと。

エ 本市の入札参加資格の停止又は指名停止期間中でないこと。

オ 銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が不健全であると認められる者でないこと。

カ 資格を有する者を主任技術者として本業務に配置できること。

キ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

2 入札に関する事項

入札の日時 平成22年10月19日(火) 午前11時

入札の場所 秋田市川尻みよし町14番8号

- (3) 指名通知および選定結果通知については、平成22年10月15日(金)に通知する。
- 5 設計書および仕様書の閲覧に関する事項
- (1) 閲覧期間は、平成22年10月1日(金)から平成22年10月18日(月)までの土曜日、日曜日および祝日を除く毎日、午前9時から午後5時までとする。
 - (2) 閲覧・貸出し場所 秋田市上下水道局総務課管財係
 - (3) 設計書および仕様書等は、上下水道局ホームページにも掲載
- 6 その他
- (1) 申込書の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
 - (2) 提出された申込書は、返却しない。
 - (3) 申込書の提出に関する問い合わせ先
秋田市上下水道局総務課管財係
電話 018-823-8434

秋田市上下水道局公告

次のとおり入札を執行するので、入札参加希望者を公募する。
平成22年10月1日
秋田市上下水道事業管理者 内 山 真 次

秋田市上下水道局 別館二階 会議室（庁舎裏）

入札保証金 免除

契約予定日 平成22年10月21日(木)

注 意 事 項 (1) 秋田市上下水道局財務規程および入札心得を遵守のうえ、入札に参加すること。

(2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 開札の結果、落札者がいないときは、再度の入札を1回に限り行う。

(4) 落札者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定する。

3 入札参加申込みに関する事項

- (1) 入札に参加を希望する者は、平成22年10月12日(火)までに、次に掲げる書類（以下「申込書等」という。）を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。

- ア 公募型指名競争入札参加申込書（別記様式1（省略））
 - イ 施工実績調書（別記様式2（省略））および契約書等の写し
 - ウ 配置予定技術者の資格・工事経歴（別記様式3（省略））および資格者証の写し
- (2) 申込書等の提出
申込書等は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。
- (3) 申込書等の受付
申込書等は、次のとおり受け付ける。
- ア 受付期間 平成22年10月1日(金)から平成22年10月12日(火)までの土曜日、日曜日および祝日を除く毎日、午前9時から午後5時まで
- イ 受付場所 秋田市上下水道局総務課管財係
- ウ 申請用紙 秋田市上下水道局ホームページから入手すること。
- 上下水道局ホームページ
<http://www.city.akita.akita.jp/city/ws>

4 指名に関する事項

- (1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に指名通知するものとする。
- (2) 提出された申込書等の審査の結果等により、指名されない場合がある。その者には選定結果通知により、その旨を通知

1 入札に付する事項

- (1) 入札に付する修繕は、次のとおりである。

修繕番号・修繕名	修繕場所	履行期限	入札参加要件
第35号 バタフライ弁整備	外旭川字大堤地内 外6箇所	平成23年1月31日	次の①および②の要件を満たしていること。 ① 水道施設工事A級 ② φ400以上の水道用のバタフライ弁の設置又は点検整備の実績があること（元請・下請は問わない。）。 （基本的要件については、別に記載）

- (2) 上記修繕に係る基本的な入札参加要件

- ア 前項の入札参加要件で、「水道施設工事A級」とあるのは、秋田市内に本社を有する業者で、秋田市財政部契約課に入札参加資格審査申請書を提出し、秋田市財政部契約課から水道施設工事のA級に等級格付されている者をいう。
- イ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ウ 建設業法による営業停止期間中でないこと。
- エ 本市の入札参加資格の停止又は指名停止期間中でないこと。
- オ 銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が不健全であると認められている者でないこと。
- カ 資格を有する者を主任技術者として本業務に配置できること。
- キ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

2 入札に関する事項

- 入札の日時 平成22年10月26日(火) 午前10時
- 入札の場所 秋田市川尻みよし町14番8号

- する。
 - (3) 指名通知および選定結果通知については、平成22年10月15日(金)に通知する。
- 5 設計書および設計図面の閲覧に関する事項
- (1) 閲覧期間は、平成22年10月1日(金)から平成22年10月18日(月)までの土曜日、日曜日および祝日を除く毎日、午前9時から午後5時までとする。
 - (2) 閲覧・貸出し場所 秋田市上下水道局総務課管財係
 - (3) 設計書および仕様書等は、上下水道局ホームページにも掲載
- 6 その他
- (1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
 - (2) 提出された申込書等は、返却しない。
 - (3) 申込書等の提出に関する問い合わせ先
秋田市上下水道局総務課管財係
電話 018-823-8434

秋田市上下水道局公告

次のとおり入札を執行するので、入札参加希望者を公募する。
なお、本件は、平成22年9月24日に公告した案件（修繕第30号）の入札参加要件の一部を変更し、再公告するものである。
平成22年10月8日
秋田市上下水道事業管理者 内 山 真 次

- 秋田市上下水道局 別館二階 会議室（庁舎裏）
- 入札保証金 免除
- 契約予定日 平成22年10月28日(木)
- 注 意 事 項 (1) 秋田市上下水道局財務規程および入札心得を遵守のうえ、入札に参加すること。
- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 開札の結果、落札者がいないときは、再度の入札を1回に限り行う。
- (4) 落札者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定する。

3 入札参加申込みに関する事項

- (1) 入札に参加を希望する者は、平成22年10月19日(火)までに、次に掲げる書類（以下「申込書等」という。）を提出し、入

札参加資格の審査を受けなければならない。

ア 公募型指名競争入札参加申込書（別記様式1（省略））

イ 施工実績調書（別記様式2（省略））および契約書等の写し

ウ 配置予定技術者の資格・工事経歴（別記様式3（省略））および資格者証の写し

(2) 申込書等の提出
申込書等は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

(3) 申込書等の受付
申込書等は、次のとおり受け付ける。

ア 受付期間 平成22年10月8日(金)から平成22年10月19日(火)までの土曜日、日曜日および祝日を除く毎日、午前9時から午後5時まで

イ 受付場所 秋田市上下水道局総務課管財係

ウ 申請用紙 秋田市上下水道局ホームページから入手すること。
上下水道局ホームページ
<http://www.city.akita.akita.jp/city/ws>

4 指名に関する事項

- (1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に指名通知するものとする。
- (2) 提出された申込書等の審査の結果等により、指名されない場合がある。その者には選定結果通知により、その旨を通知する。
- (3) 指名通知および選定結果通知については、平成22年10月22日(金)に通知する。

5 設計書および設計図面の閲覧に関する事項

- (1) 閲覧期間は、平成22年10月8日(金)から平成22年10月25日(月)

1 入札に付する事項

- (1) 入札に付する修繕は、次のとおりである。

修繕番号・修繕名	修繕場所	履行期限	入札参加要件
第37号 排泥池掻寄機レール交換	秋田市仁井田字新中島221番地2 (仁井田浄水場内)	平成23年1月14日	次の①および②の要件を満たしていること。 ① 機械器具設置工事A級 ② 上下水道施設（浄水場・終末処理場・浄化センター他）で排水処理設備の施工又は修繕の元請実績があること。 (基本的要件については、別に記載)

(2) 上記業務に係る基本的な入札参加要件

ア 前項の入札参加要件で、「機械器具設置工事A級」とあるのは、秋田市内に本社を有する業者で、秋田市財政部契約課に入札参加資格審査申請書を提出し、秋田市財政部契約課から機械器具設置工事のA級に等級格付されている者をいう。

イ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

ウ 建設業法による営業停止期間中でないこと。

エ 秋田市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。

オ 銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が不健全であると認められる者でないこと。

カ 資格を有する者（実務経験者を含む。）を主任技術者として、本業務に配置できること。

までの土曜日、日曜日および祝日を除く毎日、午前9時から午後5時までとする。

(2) 閲覧・貸出し場所 秋田市上下水道局総務課管財係

(3) 設計書および仕様書等は、上下水道局ホームページにも掲載

6 その他

(1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。

(2) 提出された申込書等は、返却しない。

(3) 申込書等の提出に関する問い合わせ先
秋田市上下水道局総務課管財係
電話 018-823-8434

秋田市上下水道局公告

秋田都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（昭和51年秋田市条例第19号）第5条の規定に基づき、受益者負担金の賦課対象区域を定めたので、次のとおり公告する。

平成22年10月15日

秋田市上下水道事業管理者 内 山 真 次
賦課対象区域

下新城中新野字琵琶沼、仁井田新田二丁目、仁井田本町五丁目、飯島飯田一丁目、新屋前野町および河辺諸井字下川原の各一部（別添図面（省略）に表示された施工箇所面に面した土地又は排水可能となる土地で、下水道認可区域内にある土地）

秋田市上下水道局公告

次のとおり入札を執行するので、入札参加希望者を公募する。

平成22年10月15日

秋田市上下水道事業管理者 内 山 真 次

キ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

2 入札に関する事項

入札の日時 平成22年11月2日(火) 午前10時

入札の場所 秋田市川尻みよし町14番8号
秋田市上下水道局 別館二階 会議室（庁舎裏）

入札保証金 免除

契約予定日 平成22年11月5日(金)

注 意 事 項 (1) 秋田市上下水道局財務規程および入札心得を遵守のうえ、入札に参加すること。
(2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数

があるときは、その端数金額を切り捨てた額)を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- (3) 開札の結果、落札者がいないときは、再度の入札を1回に限り行う。落札者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定する。

3 入札参加申込みに関する事項

- (1) 入札に参加を希望する者は、平成22年10月26日(火)までに、次に掲げる書類(以下「申込書等」という。)を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。
ア 公募型指名競争入札参加申込書(別記様式1(省略))
イ 施工実績調書(別記様式2(省略))および契約書等の写し
ウ 配置予定技術者の資格・工事経歴(別記様式3(省略))および資格者証の写し
(2) 申込書等の提出
申込書等は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。
(3) 申込書等の受付
申込書等は、次のとおり受け付ける。
ア 受付期間 平成22年10月15日(金)から平成22年10月26日(火)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後5時まで
イ 受付場所 秋田市上下水道局総務課管財係
ウ 申請用紙 秋田市上下水道局ホームページから入手する

こと。

上下水道局ホームページ

http://www.city.akita.akita.jp/city/ws

4 指名に関する事項

- (1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に指名通知するものとする。
(2) 提出された申込書等の審査の結果等により、指名されない場合がある。その者には選定結果通知により、その旨を通知する。
(3) 指名通知および選定結果通知については、平成22年10月29日(金)に通知する。

5 設計書および設計図面の閲覧に関する事項

- (1) 閲覧期間は、平成22年10月15日(金)から平成22年11月1日(日)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後5時までとする。
(2) 閲覧・貸出し場所 秋田市上下水道局総務課管財係
(3) 設計書および仕様書は、上下水道局ホームページにも掲載

6 その他

- (1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
(2) 提出された申込書等は、返却しない。
(3) 申込書等の提出に関する問い合わせ先
秋田市上下水道局総務課管財係
電話 018-823-8434

秋田市上下水道局公告

次のとおり入札を執行するので、入札参加希望者を公募する。平成22年10月22日

秋田市上下水道事業管理者 内 山 真 次

1 入札に付する事項

- (1) 入札に付する修繕は、次のとおりである。

Table with 5 columns: 修繕番号, 修繕名, 修繕場所, 履行期限, 入札参加要件. Row 1: 第39号, 手形山送水2号橋擁壁補修修繕, 広面字二ツ屋・横森五丁目地内, 平成23年3月25日, 一般土木工事C2級 (基本的要件については、別に記載)

- (2) 上記業務に係る基本的な入札参加要件

- ア 前項の入札参加要件で、「一般土木工事C2級」とあるのは、秋田市内に本社を有する業者で、秋田市財政部契約課に入札参加資格審査申請書を提出し、秋田市財政部契約課から一般土木工事C2級に等級格付されている者をいう。
イ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
ウ 銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が不健全であると認められる者でないこと。
エ 建設業法による営業停止期間中でないこと。
オ 本市の入札参加資格の停止又は指名停止期間中でないこと。
カ 資格を有する者を主任技術者として、本業務に配置できること。
キ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者(手続開始の決定を受けた者を除く。)でないこと。

- 入札の日時 平成22年11月9日(火) 午前10時
入札の場所 秋田市川尻みよし町14番8号
秋田市上下水道局 別館二階 会議室(庁舎裏)
入札保証金 免除
契約予定日 平成22年11月11日(木)
注 意 事 項 (1) 秋田市上下水道局財務規程および入札心得を遵守のうえ、入札に参加すること。
(2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
(3) 開札の結果、落札者がいないときは、再度の入札を1回に限り行う。
(4) 落札者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決

2 入札に関する事項

定する。

3 入札参加申込みに関する事項

(1) 入札に参加を希望する者は、平成22年11月2日(火)までに、次に掲げる書類（以下「申込書」という。）を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。

- ア 公募型指名競争入札参加申込書（別記様式1（省略））
- イ 配置予定技術者の資格・工事経歴（別記様式2（省略））および資格者証の写し

(2) 申込書の提出

申込書は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

(3) 申込書の受付

申込書は、次のとおり受け付ける。

ア 受付期間 平成22年10月22日(金)から平成22年11月2日(火)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後5時まで

イ 受付場所 秋田市上下水道局総務課管財係

ウ 申込書用紙 秋田市上下水道局ホームページから入手すること。

上下水道局ホームページ

<http://www.city.akita.akita.jp/city/ws>

4 指名に関する事項

(1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に

1 入札に付する事項

(1) 入札に付する修繕は、次のとおりである。

修繕番号	修 繕 名	修 繕 場 所	履行期限	入 札 参 加 要 件
第40号	川口ポンプ場送風ファン修理	秋田市榎山登町12番43号	平成23年2月28日	機械器具設置工事A級 (基本的要件については、別に記載)

(2) 上記業務に係る基本的な入札参加要件

ア 前項の入札参加要件で、「機械器具設置工事A級」とあるのは、秋田市内に本社を有する業者で、秋田市財政部契約課に入札参加資格審査申請書を提出し、秋田市財政部契約課から機械器具設置工事のA級に等級格付されている者をいう。

イ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

ウ 銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が不健全であると認められる者でないこと。

エ 建設業法による営業停止期間中でないこと。

オ 本市の入札参加資格の停止又は指名停止期間中でないこと。

カ 資格を有する者（実務経験者を含む。）を主任技術者として本業務に配置できること。

キ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

2 入札に関する事項

入札の日時 平成22年11月16日(火) 午前10時

入札の場所 秋田市川尻みよし町14番8号

秋田市上下水道局 別館二階 会議室（庁舎裏）

入札保証金 免除

指名通知するものとする。

(2) 提出された申込書の審査の結果等により、指名されない場合がある。その者には選定結果通知により、その旨を通知する。

(3) 指名通知および選定結果通知については、平成22年11月5日(金)に通知する。

5 設計書および仕様書の閲覧に関する事項

(1) 閲覧期間は、平成22年10月22日(金)から平成22年11月8日(月)までの土曜日、日曜日および祝日を除く毎日、午前9時から午後5時までとする。

(2) 閲覧・貸出し場所 秋田市上下水道局総務課管財係

(3) 設計書等は、上下水道局ホームページにも掲載

6 その他

(1) 申込書の作成に係る費用は、申請者の負担とする。

(2) 提出された申込書等は、返却しない。

(3) 申込書の提出に関する問い合わせ先

秋田市上下水道局総務課管財係

電話 018-823-8434

秋田市上下水道局公告

次のとおり入札を執行するので、入札参加希望者を公募する。

平成22年10月29日

秋田市上下水道事業管理者 内 山 真 次

契約予定日 平成22年11月18日(木)

注 意 事 項 (1) 秋田市上下水道局財務規程および入札心得を遵守のうえ、入札に参加すること。

(2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 開札の結果、落札者がいないときは、再度の入札を1回に限り行う。

(4) 落札者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定する。

3 入札参加申込みに関する事項

(1) 入札に参加を希望する者は、平成22年11月9日(火)までに、次に掲げる書類（以下「申込書」という。）を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。

ア 公募型指名競争入札参加申込書（別記様式1（省略））

イ 配置予定技術者の資格・工事経歴（別記様式2（省略））および資格者証の写し

(2) 申込書の提出

申込書は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

(3) 申込書の受付

申込書は、次のとおり受け付ける。

ア 受付期間 平成22年10月29日(金)から平成22年11月9日(火)までの土曜日、日曜日および祝日を除く毎日、午前9時から午後5時まで

イ 受付場所 秋田市上下水道局総務課管財係

ウ 申請用紙 秋田市ホームページ（上下水道局）から入手すること。

上下水道局ホームページ

<http://www.city.akita.akita.jp/city/ws>

4 指名に関する事項

(1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に指名通知するものとする。

(2) 提出された申込書の審査の結果等により、指名されない場合がある。その者には選定結果通知により、その旨を通知する。

(3) 指名通知および選定結果通知については、平成22年11月12日(金)に通知する。

5 設計書および設計図面の閲覧に関する事項

(1) 閲覧期間は、平成22年10月29日(金)から平成22年11月15日(月)までの土曜日、日曜日および祝日を除く毎日、午前9時から午後5時までとする。

(2) 閲覧・貸出し場所 秋田市上下水道局総務課管財係

(3) 設計書等は、上下水道局ホームページにも掲載

6 その他

(1) 申込書の作成に係る費用は、申請者の負担とする。

(2) 提出された申込書は、返却しない。

(3) 申込書等の提出に関する問い合わせ先

秋田市上下水道局総務課管財係

電話 018-823-8434

